

むかわ町耐震改修促進計画

令和5年3月

むかわ町

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画期間	2
5 むかわ町の概要.....	3
第2章 想定される地震と被害の予測	6
1 想定される地震.....	6
2 被害の予測	13
第3章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標	22
1 住宅・建築物の耐震化の現状.....	22
2 耐震化の目標.....	38
第4章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策	42
1 耐震診断・改修促進に向けた環境整備	43
2 町民への啓発・知識の普及.....	45
3 地震時の総合的な安全対策の推進	46
4 所管行政庁との連携	48
第5章 計画の推進に向けて	49
1 行政・地域住民組織等が連携した町民意識の啓発	49
2 関係団体等との連携	49
3 計画の進行管理.....	49

第1章 はじめに

1 計画の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の被害を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）」が制定されました。

その後、全国各地で大地震が頻発したことから、平成18年1月に耐震改修促進法が改正施行され、国と地方公共団体による計画的な耐震化の促進や建物所有者に対する指導等が強化されることとなりました。

このような動向を受け、本町においても国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」や平成18年12月に策定された「北海道耐震改修促進計画」を踏まえ、平成20年3月に「むかわ町耐震改修促進計画」を策定し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、住宅及び公共施設の耐震化に努めてきました。

しかしながらその後、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、最大震度6強を観測し、甚大な被害を受けました。

こうした状況を踏まえ、これまでの「むかわ町耐震改修促進計画」の実施状況に関する調査や検証を行うとともに、耐震改修促進法の改正及び北海道耐震改修促進計画を踏まえて、計画の見直しを行うものです。

表 1-1 耐震改修促進法等の変遷

年	関係法令の制定、改正	概要	主な背景
昭和55年 (昭和56年施行)	建築基準法改正 (新耐震基準の整備)	構造計算に動的な考え方を盛り込んだ、いわゆる「新耐震基準」を義務化。	宮城県沖地震 (昭和53年)
平成7年 (平成7年施行)	耐震改修促進法制定	建築物の耐震性の向上を目的とした新たな法律を制定。 特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の責務を規定。	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) (平成7年)
平成17年 (平成18年施行)	耐震改修促進法改正	計画的な耐震化の促進を目的として、自治体による耐震改修促進計画の策定責務を法に規定。 特定建築物の範囲の拡大。	新潟県中越地震 (平成16年) 福岡県西方沖地震 (平成17年)
平成25年 (平成25年施行)	耐震改修促進法改正	要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物の所有者に耐震診断の実績及び結果報告の義務を規定。 原則、全ての建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の努力義務を規定。	岩手・宮城内陸地震 (平成20年) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) (平成23年)
平成30年 (平成31年施行)	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付け。	大阪北部地震 (平成30年)

2 計画の目的

むかわ町耐震改修促進計画（以下「本計画」という）は、大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・身体・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、町内における建築物の耐震性向上を図り、安全で安心な暮らしを実現することを目的とします。

3 計画の位置づけ

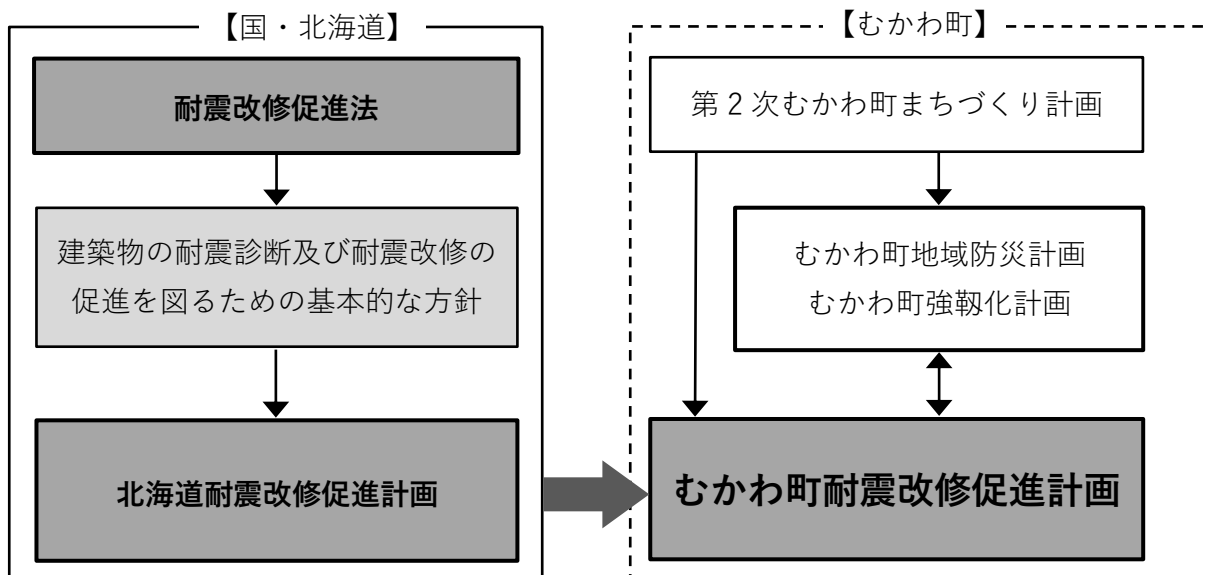
（1）法的な位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」に基づき、定めるものです。

（2）策定上の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（国土交通省告示第184号）」や「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」を踏まえるとともに、本市の上位計画、関連計画との整合を図っています。

図 1-1 計画の位置づけ



4 計画期間

計画期間は令和5から令和12年度までとしますが、耐震化の目標については、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画と合わせて令和7年度に設定します。

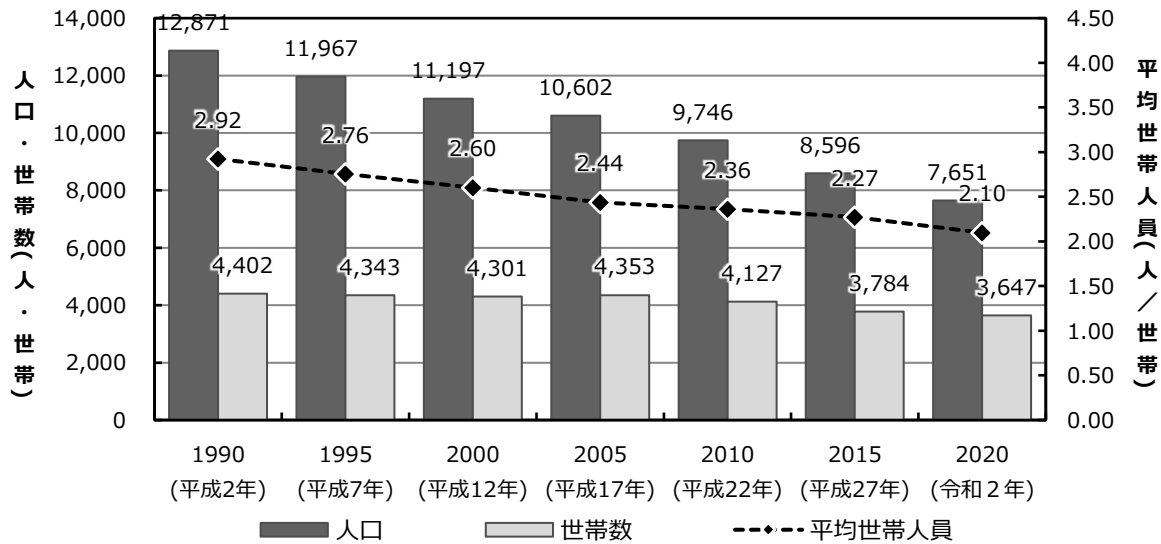
なお、社会情勢等が大きく変化するなど見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

5 むかわ町の概要

(1) 人口・世帯

人口・世帯数は令和2年国勢調査で7,651人、3,647世帯であり、推移をみると、人口、世帯数ともに減少しています。

図 1-2 人口、世帯の推移

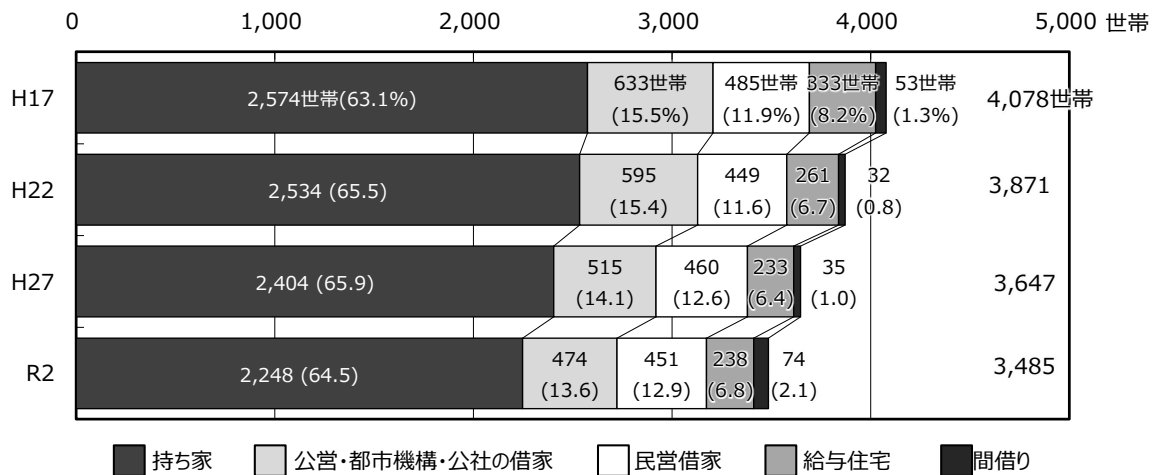


資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

(2) 住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数をみると、令和2年国勢調査では、持ち家が2,248世帯（64.5%）、公営借家が474世帯（13.6%）、民営借家が451世帯（12.9%）、給与住宅が238世帯（6.8%）となっています。これまでの推移をみると、持ち家は平成17年から令和2年までに326世帯減少しています。

図 1-3 住宅所有関係別世帯構成比の比較



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

(3) 地震発生履歴

地震発生履歴をみると、平成30年9月6日に発生した胆振東部地震により、震度6強を観測し、これまでの最大震度を記録するとともに、甚大な被害を受けました。その後、平成31年2月21日にも鶴川地区にて震度5強の大きな地震を観測しています。

表 1-2 むかわ町の地震被害履歴

年月日	地区	最大震度	地震被害の概要
昭和 27 年 3 月 4 日	鶴川地区		工場施設等の破損、罹災者 834 人。
昭和 43 年 5 月 16 日	鶴川地区	震度 5	1968 年十勝沖地震。公共施設、その他住居などの破損。
昭和 57 年 3 月 21 日	鶴川地区		昭和 57 年（1982 年）浦河沖地震。軽種馬の骨折、公共施設、商品等の破損。
	穂別地区	震度 5	同上。負傷者 2 名、家屋被害、商工被害。
平成 5 年 1 月 15 日	鶴川地区	震度 4	平成 5 年釧路沖地震。商店街の建物、商品等に被害。
平成 6 年 10 月 4 日	鶴川地区	震度 4	北海道東方沖地震。商店の商品等に被害。
平成 15 年 9 月 26 日	鶴川地区	震度 5 強	平成 15 年十勝沖地震。重傷者 2 人、軽傷者 9 人、商店街の建物、商品等に被害。
	穂別地区	震度 5 強	同上。一般住宅、商店街の建物、商品等に被害。
平成 28 年 1 月 14 日	-	震度 4	浦河沖で地震が発生。人的、物的被害なし。
平成 30 年 9 月 6 日		震度 6 強	北海道胆振東部地震。 死者 1 人、重傷者 27 人、軽症者 250 人。 全壊 224 戸、大規模半壊 31 戸、半壊 234 戸、一部損壊 577 戸。 河川・インフラ・公共施設・商工農林水産業施設等甚大な被害（経済被害 193 億 9 千万円）。

資料：むかわ町防災計画（資料編）、むかわ町復興計画（北海道胆振東部地震）

表 1-3 むかわ町の主な地震歴

観測地：むかわ町松風

年月日	発生時刻	震度	震源地 (M：マグニチュード)
昭和 27 年 3 月 4 日			十勝沖
昭和 43 年 5 月 16 日		震度 5	十勝沖
昭和 57 年 3 月 21 日			浦河沖
平成 5 年 1 月 15 日	20:06:00	震度 4	7.5 釧路沖
平成 6 年 10 月 4 日	22:23:00	震度 4	7.9 北海道東方沖
平成 15 年 9 月 26 日	4:50:00	震度 5 強	8.0 十勝沖
平成 20 年 9 月 11 日	9:20:51	震度 4	7.1 十勝沖
平成 21 年 2 月 28 日	9:35:55	震度 4	5.3 日高地方西部
平成 23 年 3 月 11 日	14:46:18	震度 4	9 三陸沖
平成 23 年 3 月 11 日	15:08:53	震度 4	7.4 岩手県沖
平成 23 年 6 月 23 日	6:50:51	震度 4	6.9 岩手県沖
平成 24 年 8 月 25 日	23:16:17	震度 4	6.1 十勝地方南部
平成 24 年 12 月 7 日	17:18:31	震度 4	7.3 三陸沖
平成 25 年 2 月 2 日	23:17:36	震度 4	6.5 十勝地方南部
平成 26 年 11 月 3 日	11:28:07	震度 4	4.6 苫小牧沖
平成 27 年 1 月 1 日	22:57:14	震度 4	4.5 苫小牧沖
平成 28 年 1 月 14 日	12:25:33	震度 4	6.7 浦河沖
平成 29 年 7 月 1 日	23:45:53	震度 4	5.1 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 6 日	3:07:59	震度 6 強	6.7 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 6 日	3:17:10	震度 4	4.7 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 6 日	3:20:11	震度 4	5.5 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 6 日	4:10:48	震度 4	4.7 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 6 日	6:11:30	震度 5 弱	5.4 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 9 日	22:55:14	震度 4	4.9 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 17 日	2:51:32	震度 4	4.6 胆振地方中東部
平成 30 年 10 月 5 日	8:58:49	震度 4	5.2 胆振地方中東部
平成 31 年 2 月 21 日	21:22:40	震度 5 強	5.8 胆振地方中東部
平成 31 年 4 月 28 日	2:24:47	震度 4	5.6 十勝地方南部

観測地：むかわ町穂別

年月日	発生時刻	震度	震源地 (M：マグニチュード)
昭和 57 年 3 月 21 日		震度 5	浦河沖
平成 15 年 9 月 26 日	4:50:00	震度 5 強	8.0 十勝沖
平成 24 年 8 月 25 日	23:16:17	震度 4	6.1 十勝地方南部
平成 25 年 2 月 2 日	23:17:36	震度 4	6.5 十勝地方南部
平成 28 年 1 月 14 日	12:25:33	震度 4	6.7 浦河沖
平成 29 年 7 月 1 日	23:45:53	震度 4	5.1 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 6 日	3:07:59	震度 6 強	6.7 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 6 日	4:10:48	震度 4	4.7 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 6 日	6:04:32	震度 4	4.4 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 6 日	6:11:30	震度 4	5.4 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 14 日	6:54:22	震度 4	4.6 胆振地方中東部
平成 30 年 9 月 30 日	17:54:04	震度 4	4.9 日高地方西部
平成 30 年 10 月 5 日	8:58:49	震度 5 弱	5.2 胆振地方中東部
平成 30 年 11 月 14 日	19:07:30	震度 4	4.7 胆振地方中東部
平成 31 年 2 月 21 日	21:22:40	震度 4	5.8 胆振地方中東部
平成 31 年 4 月 28 日	2:24:47	震度 4	5.6 十勝地方南部

※「M」はマグニチュード（地震のエネルギー規模を表す単位）を表す

資料：むかわ町防災計画（資料編）（昭和 27 年～平成 15 年）

気象庁ホームページ（平成 20 年 9 月 11 日～令和 4 年 8 月 30 日時点）※震度 4 以上

第2章 想定される地震と被害の予測

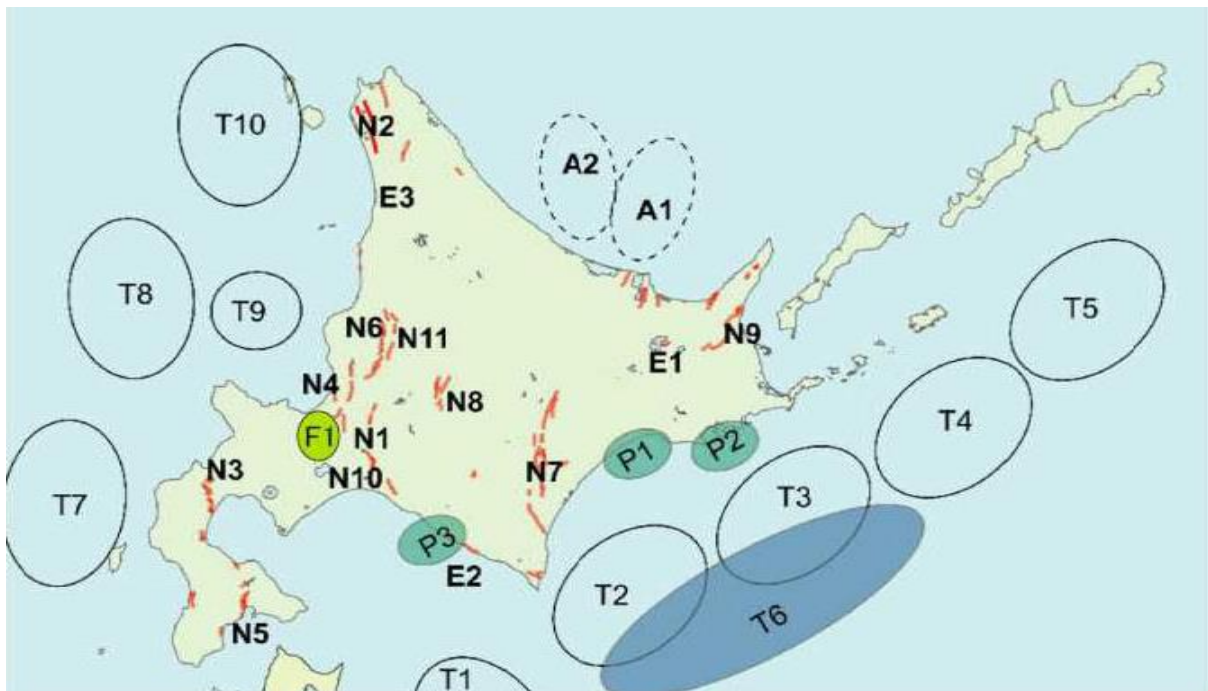
1 想定される地震

(1) 想定地震

北海道耐震改修促進計画では、北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編 令和元年5月修正）における想定地震を道内で想定される地震としております。

北海道地域防災計画では、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して図2-1の地震を想定、また、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、24地震54断層モデルを選定しています。

図 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の位置



地震	マグニチュード	地震	マグニチュード	地震	マグニチュード			
海溝型地震		内陸型地震						
千島海溝/日本海溝		活断層帯		伏在断層				
T1	三陸沖北部	8.0	N1	石狩低地東縁主部	7.9	F1	札幌市直下	6.7-7.5
T2	十勝沖	8.1		主部北側	7.5	既往の内陸地震		
T3	根室沖	7.9		主部南側	7.2	E1	弟子屈地域	6.5
T4	色丹沖	7.8	N2	サロベツ	7.6	E2	浦河周辺	7.1
T5	択捉島沖	8.1	N3	黒松内低地	7.3	E3	道北地域	6.5
T6	500年間隔地震	8.6	N4	当別	7.0	オホーツク海		
日本海東縁部			N5	函館平野西縁	7.0-7.5	A1	網走沖	7.8
T7	北海道南西沖	7.8	N6	増毛山地東縁	7.8	A2	紋別沖(紋別構造線)	7.9
T8	積丹半島沖	7.8	N7	十勝平野				
T9	留萌沖	7.5		主部	8.0			
T10	北海道北西沖	7.8		光地園	7.2			
プレート内			N8	富良野				
P1	釧路直下	7.5		西部	7.2			
P2	厚岸直下	7.2		東部	7.2			
P3	日高西部	7.2	N9	標津	7.7以上			
			N10	石狩低地東縁南部	7.7以上			
			N11	沼田-砂川付近	7.5			

出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）（一部加筆）

表 2-1 国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における

道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率（算定日 令和2年1月1日現在）

想定地震 [北海道地域防災計画想定地震番号]	規模 (M) ※	地震発生率			
		10年以内	30年以内	50年以内	
海溝型地震					
千島海溝沿い					
超巨大地震（17世紀型）[T6]	8.8程度以上	2～10%	7～40%	10～60%	
十勝沖 [T2]	8.0～8.6程度	0.2%	9%	40%程度	
根室沖 [T3]	7.8～8.5程度	20%程度	80%程度	90%程度以上	
色丹島沖及び択捉島沖 [T4/T5]	7.7～8.5前後	20%程度	60%程度	80%程度	
ひとまわり小さい プレート間地震	十勝沖・根室沖 色丹島沖・択捉島沖	7.0～7.5程度	40%程度	80%程度	90%程度以上
十勝沖から択捉島沖の海溝寄りの プレート間地震	7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度以上	
十勝沖から択捉島沖の海溝寄りの プレート間地震	Mt8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度	
沈み込んだプレート間のやや浅い地震	8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度	
沈み込んだプレート間のやや深い地震	7.8前後	20%程度	50%程度	70%程度	
海溝軸の外側で発生する地震	8.2前後				
三陸～房総沖					
超巨大地震 （東北地方太平洋沖型）	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	
青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.002%～3%	6%～30%	60～70%	
宮城県沖	7.9前後	9%程度	20%程度	40%程度	
日本海東縁部					
北海道北西沖の地震 [T10]	7.8程度	0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%	
北海道西方沖の地震 [T8/T9]	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	
北海道南西沖の地震 [T7]	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	
青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	
内陸型地震					
活断層					
函館平野西縁断層帯 [N5]	7.0～7.5程度	－	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	
黒松内低地断層帯 [N3]	7.3程度以上	－	2～5%以下	3～9%以下	
石狩低地東縁断層帯（主部）[N1]	7.9程度	－	ほぼ0%	ほぼ0%	
石狩低地東縁断層帯（南部）[N1]	7.7程度以上	－	0.2%以下	0.3%以下	
当別断層 [N4]	7.0程度	－	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	
増毛山地東縁断層帯 [N6]	7.8程度	－	0.6%以下	1%以下	
沼田-砂川付近の断層帯 [N11]	7.5程度	－	不明	不明	
富良野断層帯（西部）[N8]	7.2程度	－	ほぼ0～0.03%	ほぼ0～0.06%	
富良野断層帯（東部）[N8]	7.2程度	－	ほぼ0～0.01%	ほぼ0～0.02%	
十勝平野断層帯（主部）[N7]	8.0程度	－	0.1～0.2%	0.2～0.3%	
十勝平野断層帯（光地園断層帯） [N7]	7.2程度	－	0.1～0.4%	0.2～0.7%	
標津断層帯 [N9]	7.7程度以上	－	不明	不明	
サロベツ断層帯 [N2]	7.6程度	－	4%以下	7%以下	

※「規模 (M)」の欄の数値はマグニチュードを表す（津波マグニチュード (Mt))

出典：北海道地域防災計画（一部加筆）

(2) 地震動評価

24地震54断層モデルの想定地震におけるむかわ町内の最大震度は以下のとおりです。石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3 km30_2）が震度階級で7となり最大となります。

表 2-2 想定地震におけるむかわ町内の平均震度・最大震度

断層 モデル	想定地震	モデル	最大 震度※ ²		平均 震度※ ³	
			(計測震度)	震度 階級	(計測震度)	震度 階級
1	標津断層帯	30_1	—	—	—	—
2		45_5	—	—	—	—
3	十勝平野断層帯主部	30_3	5.235	5 強	4.380	4
4		45_2	5.186	5 強	4.201	4
5		45_5	4.980	5 弱	4.143	4
6	富良野断層帯西部	30_2	4.974	5 弱	4.206	4
7		30_5	4.984	5 弱	4.179	4
8		45_3	4.979	5 弱	4.177	4
9	増毛山地東縁断層帯	30_2	4.777	5 弱	3.824	4
10		45_1	5.287	5 強	4.424	4
11		45_2	4.787	5 弱	3.844	4
12		45_3	5.374	5 強	4.518	5 弱
13		45_4	5.032	5 強	4.157	4
14		45_5	5.466	5 強	4.599	5 弱
15	沼田-砂川付近の断層帯	30_3	4.711	5 弱	3.875	4
16		30_4	4.993	5 弱	4.152	4
17		45_1	4.896	5 弱	4.048	4
18		45_2	5.003	5 強	4.161	4
19		45_3	4.711	5 弱	3.870	4
20	45_4	4.994	5 弱	4.148	4	
21	当別断層帯	30_2	4.771	5 弱	3.782	4
22		30_5	4.636	5 弱	3.640	4
23	石狩低地東縁断層帯主部	(北) 深さ 7km30_1	5.679	6 弱	4.962	5 弱
24		(北) 深さ 7km30_5	5.367	5 強	4.623	5 弱
25		(北) 深さ 7km45_1	5.626	6 弱	4.882	5 弱
26		(北) 深さ 3km30_2	5.819	6 弱	5.101	5 強
27		(北) 深さ 3km45_2	5.792	6 弱	5.055	5 強
28		(北) 深さ 3km45_3	5.498	5 強	4.732	5 弱
29		(北) 深さ 3km45_5	5.286	5 強	4.513	5 弱
30		(南) 深さ 3km45_2	5.791	6 弱	4.929	5 弱
31		(南) 深さ 3km45_5	5.835	6 弱	4.993	5 弱
32	石狩低地東縁断層帯南部	深さ 7km30_5	6.456	6 強	5.634	6 弱
33		深さ 3km30_2	6.989	7	5.373	5 強
34		深さ 3km30_3	7.308	7	5.651	6 弱
35		深さ 3km30_5	6.842	7	5.568	6 弱
36	黒松内低地断層帯	30_5	4.728	5 弱	3.552	4
37		45_3	4.734	5 弱	3.558	4
38		45_4	4.710	5 弱	3.548	4
39	函館平野西縁断層帯	45_2	4.480	—	3.188	—
40		45_3	4.463	—	3.122	—
41	サロベツ断層帯北延長	30_2	3.464	—	0.022	—
42		30_3	3.070	—	0.019	—
43		30_5	3.044	—	0.019	—
44	札幌市直下	西札幌背斜	4.555	5 弱	3.524	4
45		月寒背斜	5.362	5 強	4.385	4
46		野幌丘陵 45_1	5.438	5 強	4.556	5 弱
47	根室沖		4.461	—	0.032	—
48	十勝沖		5.697	6 弱	4.774	5 弱

断層モデル	想定地震	モデル	最大震度 ^{※2}		平均震度 ^{※3}	
			(計測震度)	震度階級	(計測震度)	震度階級
49	三陸沖北部		5.786	6弱	4.671	5弱
50	北海道北西沖	No_2	4.921	5弱	3.959	4
51		No_5	4.484	4	3.526	4
52	北海道南西沖	No_2	5.328	5強	4.229	4
53	北海道留萌沖	N193No_1	5.319	5強	4.288	4
54		N225No_2	5.461	5強	4.476	4

※1 「30_1」のうち、「30」は傾斜角、「1」はモデル番号を示す。

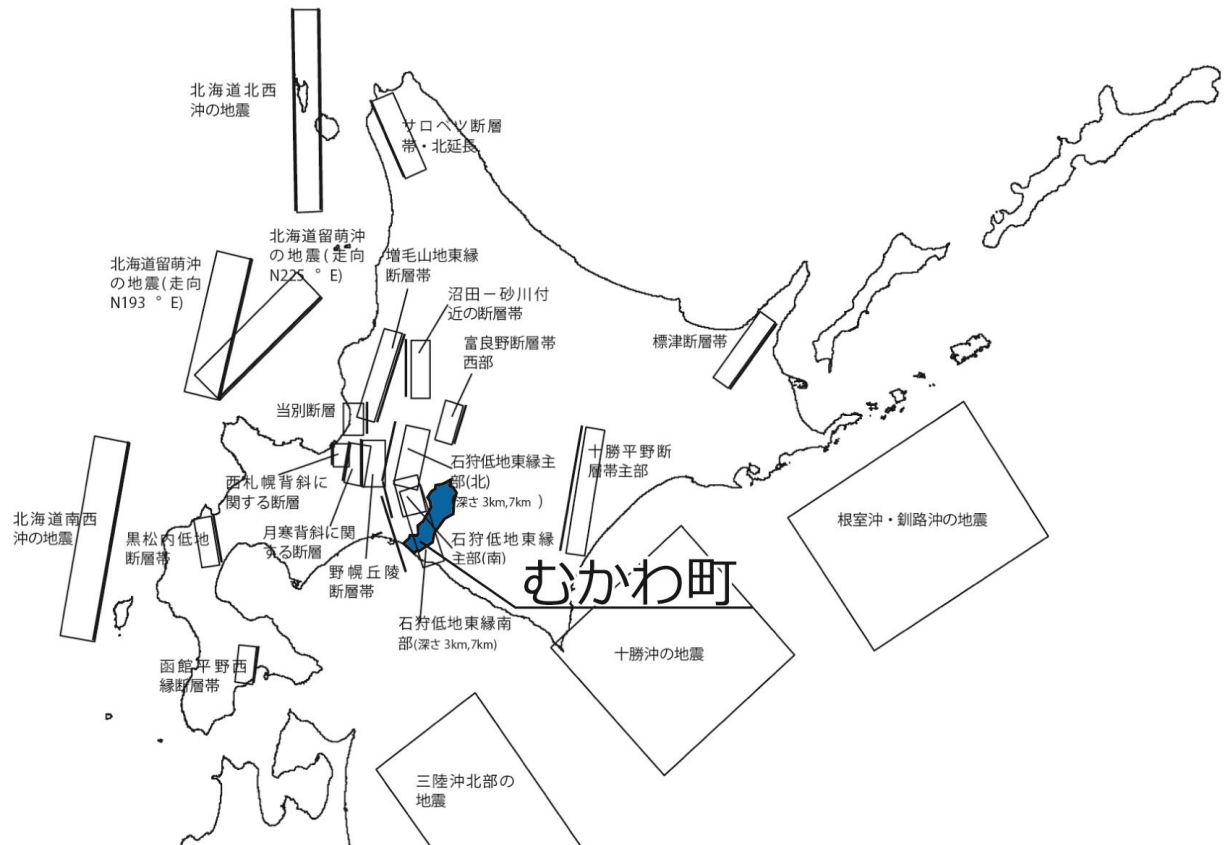
※2 最大震度とは町内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※3 平均震度とは町内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

(参考) 気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上

(参考) 被害想定の対象地震

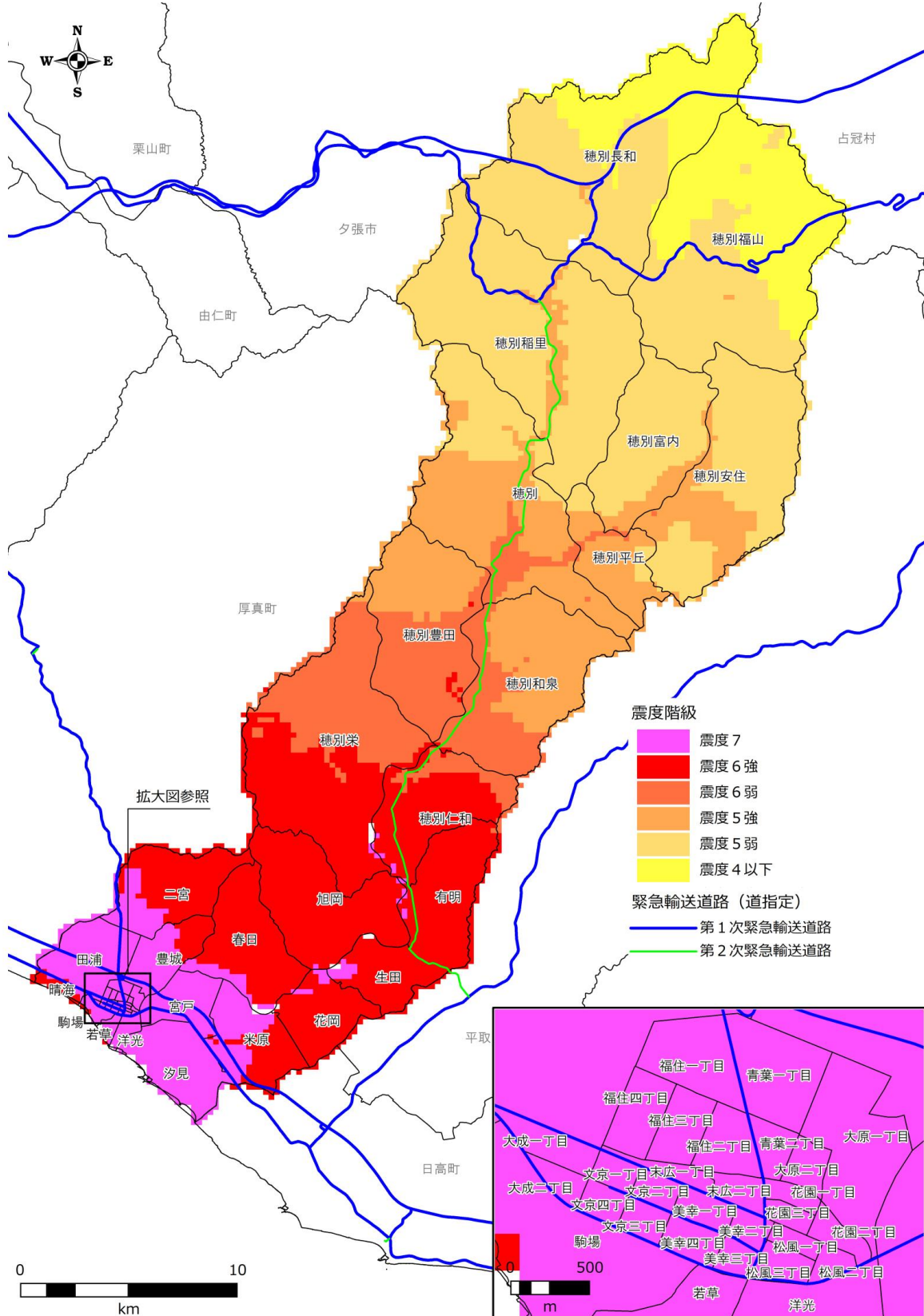


出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）（一部加筆）

①石狩低地東縁断層帯南部（深さ3 km 30_2）の想定地震における震度分布
 (P8 表 2-2 断層モデル 33)

石狩低地東縁断層帯南部（深さ3 km30_2）における震度分布（250mメッシュ）をみると、
 鷓川地区の広範囲が震度7となっています。

図 2-2 石狩低地東縁断層帯南部（深さ3 km 30_2）揺れやすさマップ（震度分布図）



②石狩低地東縁断層帯主部（（南）深さ3km45_5）の想定地震における震度分布
 (P8表2-2断層モデル31)

石狩低地東縁断層帯主部（（南）深さ3km45_5）における震度分布（250mメッシュ）をみると、鹉川地区の広範囲が震度6弱となっています。

図 2-3 石狩低地東縁断層帯主部（（南）深さ3km45_5）揺れやすさマップ（震度分布図）

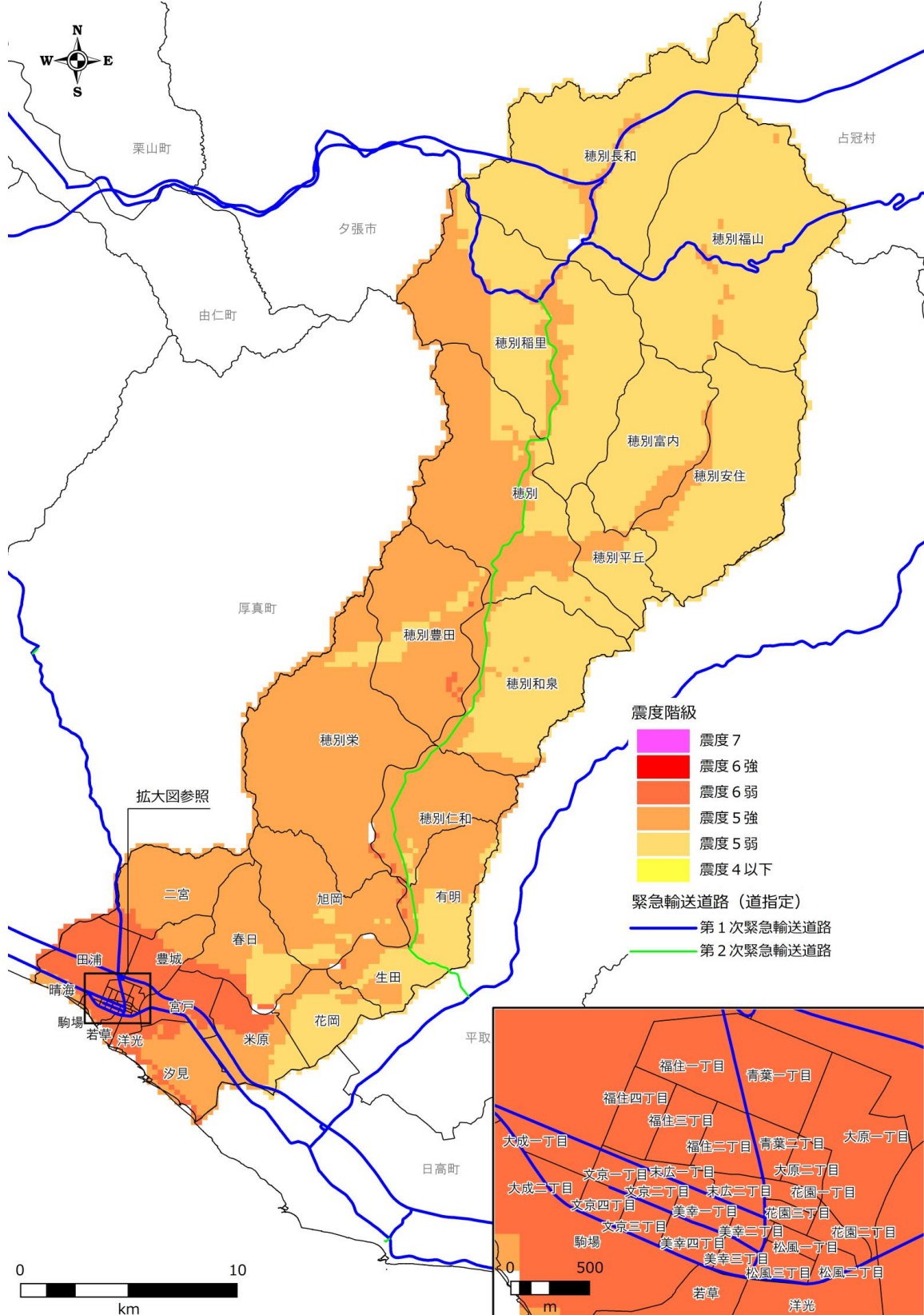


表 2-3 石狩低地東縁断層帯南部及び石狩低地東縁断層帯主部における地区別最大震度・平均震度

	地区名	面積 (km ²)	石狩低地東縁断層帯南部		石狩低地東縁断層帯主部	
			最大震度	平均震度	最大震度	平均震度
1	旭岡	27.5	6.8	6.2	5.7	5.1
2	大成1丁目	0.1	6.8	6.8	5.8	5.7
3	駒場	1.1	6.8	6.1	5.7	5.1
4	大成2丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
5	文京1丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
6	文京4丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
7	末広1丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
8	福住4丁目	0.2	6.8	6.8	5.7	5.7
9	文京3丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
10	福住3丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
11	福住2丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
12	文京2丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
13	美幸1丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
14	美幸4丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
15	末広2丁目	0.1	6.9	6.8	5.7	5.7
16	青葉2丁目	0.1	6.9	6.9	5.7	5.7
17	花園1丁目	0.0	6.9	6.9	5.7	5.7
18	美幸2丁目	0.0	6.9	6.8	5.7	5.7
19	花園3丁目	0.0	6.9	6.8	5.7	5.7
20	松風1丁目	0.0	6.9	6.8	5.7	5.7
21	大原1丁目	0.5	6.9	6.9	5.7	5.7
22	大原2丁目	0.1	6.9	6.9	5.7	5.7
23	花園2丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
24	若草	0.8	6.8	5.4	5.7	4.5
25	美幸3丁目	0.1	6.8	6.8	5.7	5.7
26	松風3丁目	0.1	6.9	6.8	5.7	5.7
27	洋光	1.2	6.8	6.6	5.7	5.5
28	松風2丁目	0.0	6.8	6.8	5.7	5.7
29	汐見	13.3	7.0	6.4	5.7	5.1
30	穂別長和	78.2	5.0	4.5	5.3	4.8
31	穂別稲里	75.6	5.3	4.8	5.4	5.0
32	穂別福山	79.9	5.0	4.5	5.2	4.7
33	穂別平丘	14.2	5.6	5.1	5.3	4.9
34	穂別	58.0	5.8	5.2	5.5	5.1
35	穂別富内	29.4	5.6	4.9	5.3	4.9
36	穂別和泉	41.3	6.4	5.5	5.8	4.9
37	穂別豊田	36.8	6.4	5.6	5.8	5.1
38	穂別安住	49.3	5.5	4.9	5.3	4.8
39	二宮	17.1	7.0	6.4	5.8	5.3
40	宮戸	7.3	6.9	6.8	5.7	5.6
41	豊城	8.2	7.0	6.7	5.7	5.5
42	青葉1丁目	0.3	6.9	6.9	5.7	5.7
43	福住1丁目	0.3	6.9	6.8	5.7	5.7
44	田浦	10.4	7.0	6.8	5.8	5.7
45	穂別栄	61.3	6.8	6.0	5.7	5.2
46	晴海	1.4	6.8	5.9	5.8	5.0
47	有明	19.4	6.8	6.2	5.7	5.0
48	生田	10.7	6.8	6.2	5.6	5.0
49	花岡	11.6	6.8	6.2	5.6	5.0
50	穂別仁和	22.8	6.8	6.1	5.7	5.1
51	米原	13.4	6.9	6.5	5.7	5.1
52	春日	19.2	6.9	6.3	5.7	5.1
町全体		712.0	7.0	5.4	5.8	5.0

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、町全体の数値が合わない場合があります。

2 被害の予測

(1) 地震の揺れによる被害想定

①地震の揺れによる建築物被害の想定

北海道では、「平成28年度地震被害想定調査結果（平成30年2月）」により、地震の計測震度と構造別・建築年別の建築物被害を表2-4及び図2-4のとおり想定しています。木造建築物において、多雪区域（垂直積雪量1.0m以上の地域）では、積雪時の積雪荷重を考慮しています（本町は対象外）。

昭和56年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和57年以降（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、また、積雪時の積雪荷重を考慮した冬の場合には、冬以外に比べて全壊率・全半壊率が高くなると想定しています。

表 2-4 木造建築物の震度と被害率の関係

(冬) ※本町は対象外

震度	全壊被害率			全半壊被害率		
	1971 (S46) 以前	1972 -1981 (S47-S56)	1982 (S57) 以降	1971 (S46) 以前	1972 -1981 (S47-S56)	1982 (S57) 以降
5.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
5.2	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
5.3	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%
5.4	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.4%	0.0%
5.5	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.8%	0.0%
5.6	0.1%	0.1%	0.0%	2.0%	1.6%	0.0%
5.7	0.3%	0.3%	0.0%	3.4%	3.3%	0.1%
5.8	0.6%	0.6%	0.0%	6.6%	4.9%	0.2%
5.9	1.4%	1.2%	0.0%	11.0%	8.1%	0.4%
6.0	2.6%	2.0%	0.0%	16.5%	13.7%	0.9%
6.1	5.4%	4.0%	0.1%	25.2%	18.6%	1.5%
6.2	9.4%	6.9%	0.3%	34.6%	27.9%	3.2%
6.3	16.5%	12.2%	0.7%	46.3%	35.6%	5.2%
6.4	25.2%	18.6%	1.5%	57.1%	45.1%	8.4%
6.5	36.9%	27.9%	3.2%	66.4%	55.7%	13.4%
6.6	48.5%	37.5%	5.7%	76.8%	64.8%	19.3%
6.7	61.0%	50.6%	10.7%	84.4%	74.7%	28.2%
6.8	72.8%	62.0%	17.2%	90.2%	82.1%	37.4%
6.9	82.5%	71.3%	24.7%	94.3%	88.0%	47.6%
7.0	89.0%	80.4%	35.1%	96.7%	92.0%	56.9%

(冬以外) ※本町の対象

震度	全壊被害率			全半壊被害率		
	1971 (S46) 以前	1972 -1981 (S47-S56)	1982 (S57) 以降	1971 (S46) 以前	1972 -1981 (S47-S56)	1982 (S57) 以降
5.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5.4	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
5.5	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
5.6	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%	0.0%
5.7	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.2%	0.0%
5.8	0.1%	0.0%	0.0%	1.9%	0.4%	0.0%
5.9	0.4%	0.1%	0.0%	3.5%	0.9%	0.1%
6.0	0.7%	0.1%	0.0%	5.7%	2.0%	0.2%
6.1	1.5%	0.3%	0.0%	9.7%	3.3%	0.3%
6.2	2.9%	0.7%	0.1%	14.6%	6.4%	0.8%
6.3	5.7%	1.7%	0.1%	22.0%	9.8%	1.3%
6.4	9.7%	3.3%	0.3%	30.0%	15.0%	2.3%
6.5	16.0%	6.4%	0.8%	38.3%	22.4%	4.1%
6.6	23.5%	10.8%	1.5%	49.4%	30.6%	6.4%
6.7	33.3%	18.6%	3.1%	59.4%	41.6%	10.5%
6.8	44.8%	27.8%	5.6%	69.1%	52.1%	15.5%
6.9	56.7%	37.5%	8.8%	77.7%	62.6%	21.8%
7.0	66.9%	49.6%	14.1%	84.0%	71.3%	28.7%

(参考)

建築基準法施行細則第17条第1項で規定される多雪区域

(垂直積雪量100センチメートル以上の区域)

※旧212市町村で図示

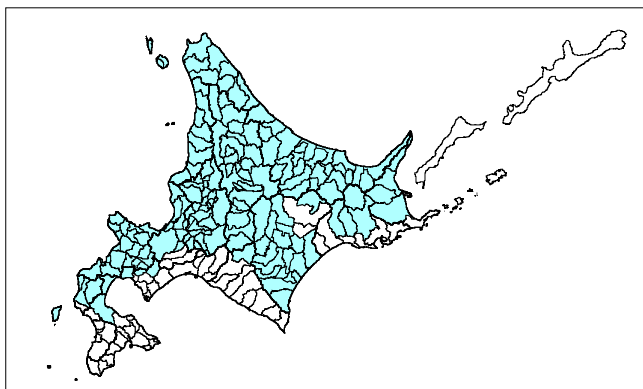
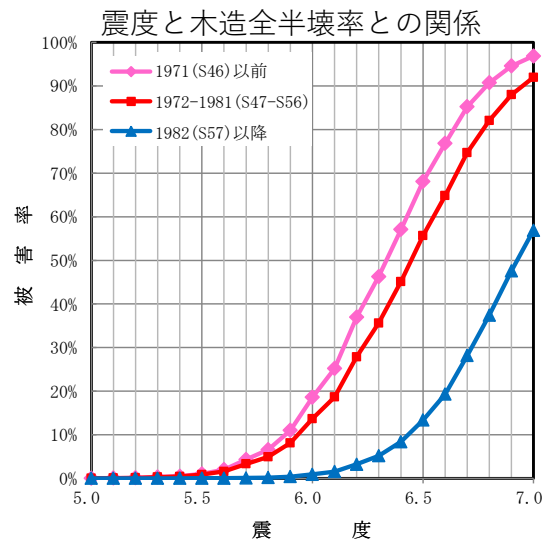
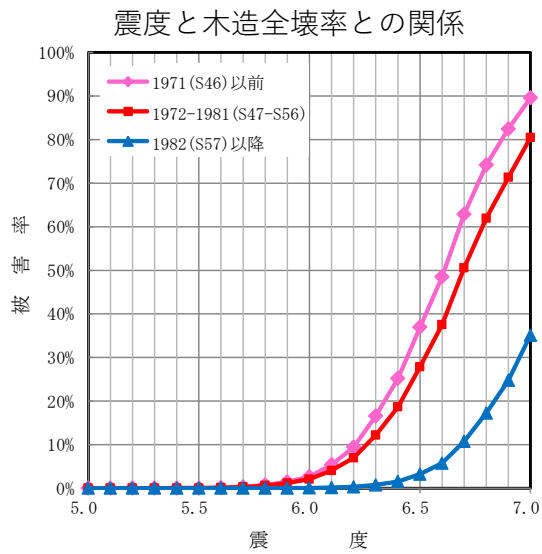
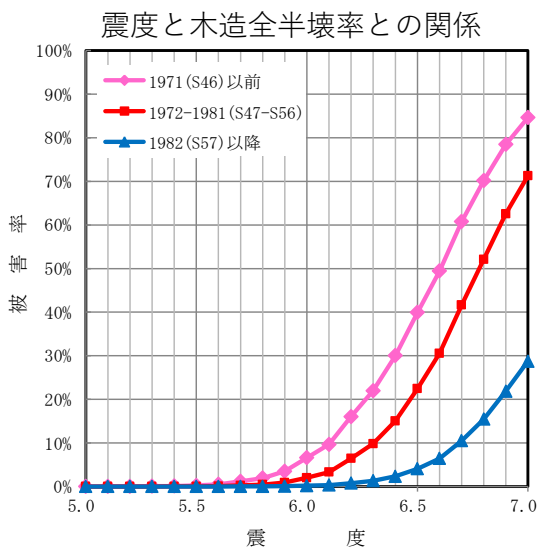
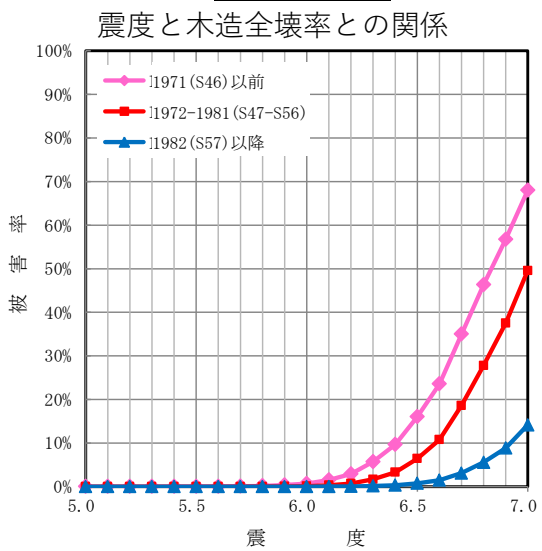


図 2-4 震度と構造別全壊率・全半壊率との関係

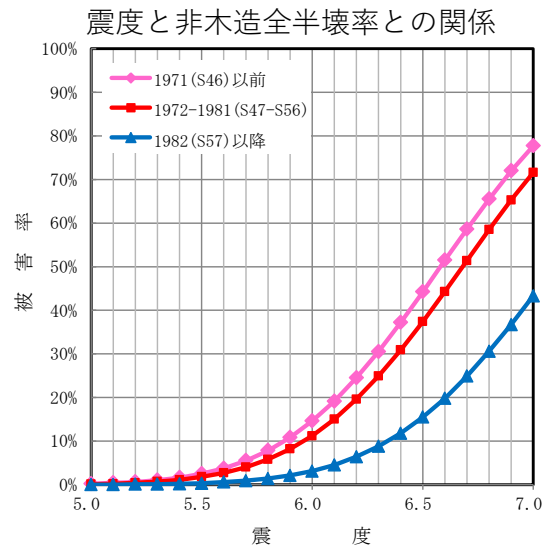
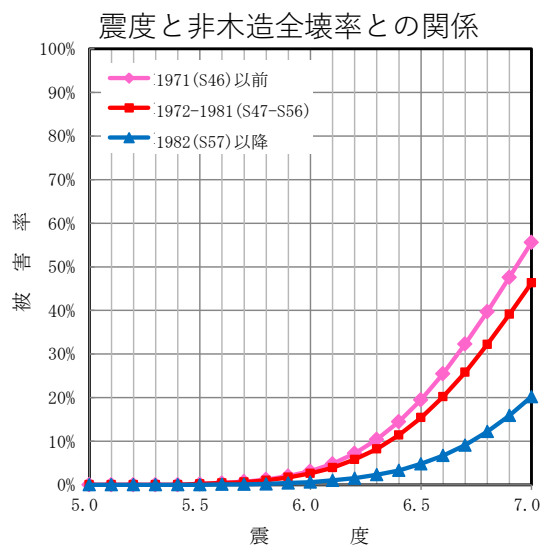
【木造（冬） ※本町は対象外】



【木造（冬以外） ※本町の対象】



【非木造】



②想定地震の揺れによる被害想定

想定地震において震度が最大となる石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3 km30_2）の地震の場合、地震の揺れによる全半壊棟数は2,880棟で全半壊率は39.1%、うち全壊棟数は1,736棟と北海道胆振東部地震を上回るさらに甚大な被害が想定されています。

また、石狩低地東縁断層帯主部（（南）深さ3km45_5）の地震の場合においても、地震の揺れによる全半壊棟数は87棟で全半壊率は1.2%、うち全壊棟数は10棟となっています。

表 2-5 震度が最大となる地震に係る被害想定

想定地震	モデル	最大震度	最大震度 階級	全半壊棟数		全半壊率 (%)	死者数	負傷者数	
				(棟)	全壊棟数				半壊棟数
石狩低地東縁断層帯 南部	深さ 3km30_2	7.0	7	2,880	1,736	1,144	39.1%	14	81
石狩低地東縁断層帯 主部	(南) 深さ 3km45_5	5.8	6 弱	87	10	77	1.2%	0	6
(参考)北海道胆振東部地震 (H30.9.6)		6.7	6 強	589	224	365	-	1	277

参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の建築区分について（耐震基準について）

現在の耐震基準の原型は昭和56年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

- ・旧耐震基準 「震度 5 程度の地震で倒壊しない建物であること」
- ・新耐震基準 「中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこと」

中規模の地震に対しては、倒壊だけでなく損傷を防ぐ、また大規模の地震に対しても、倒壊を防ぐという点が大きく変更になりました。

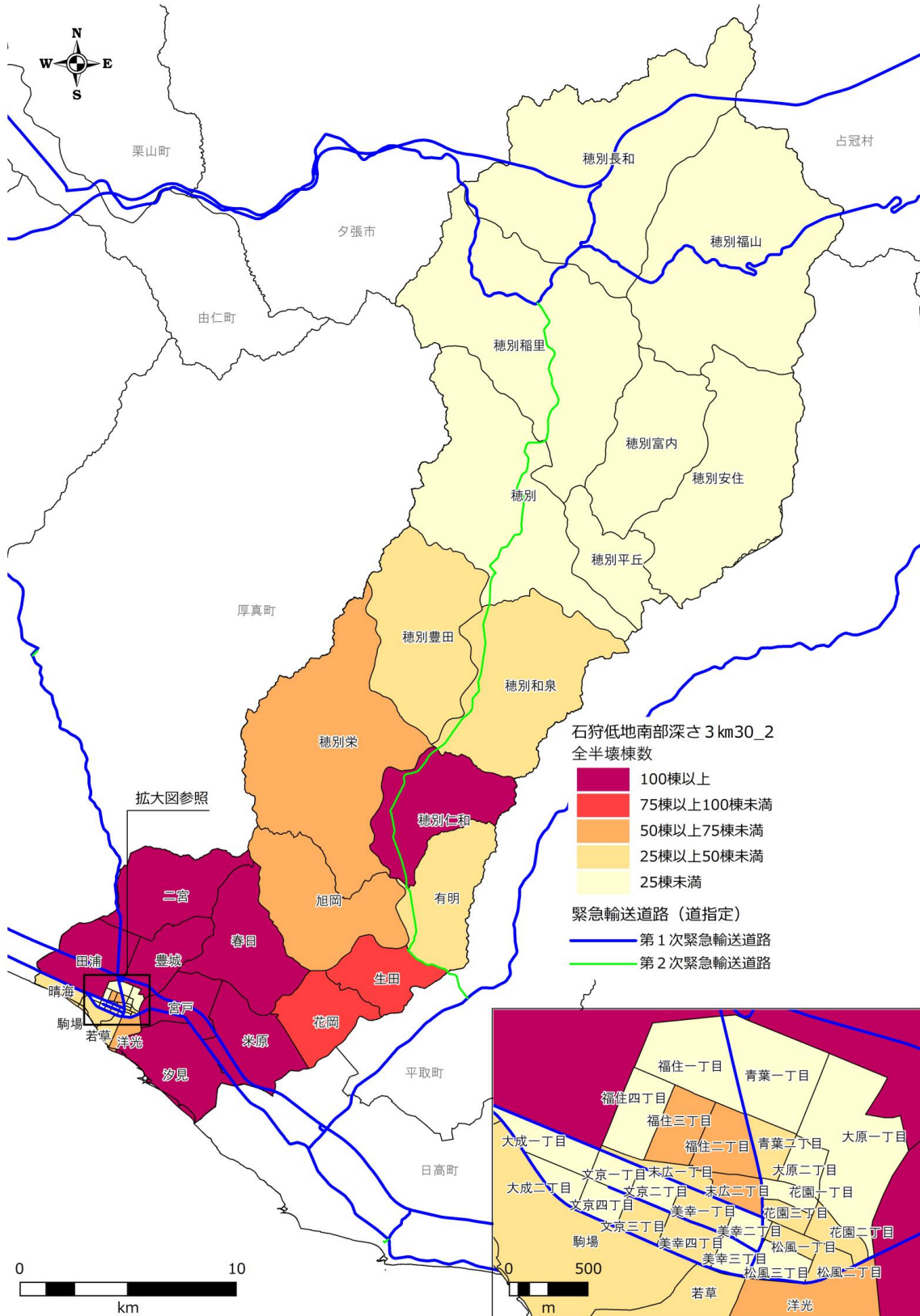
※上記の建築基準法の改正により、本計画において、
昭和56年 5 月31日以前を「昭和 (S) 56年以前 (旧耐震基準)」
昭和56年 6 月 1 日以降を「昭和 (S) 57年以降 (新耐震基準)」

という表現で示しています。

(2) 想定地震別被害想定

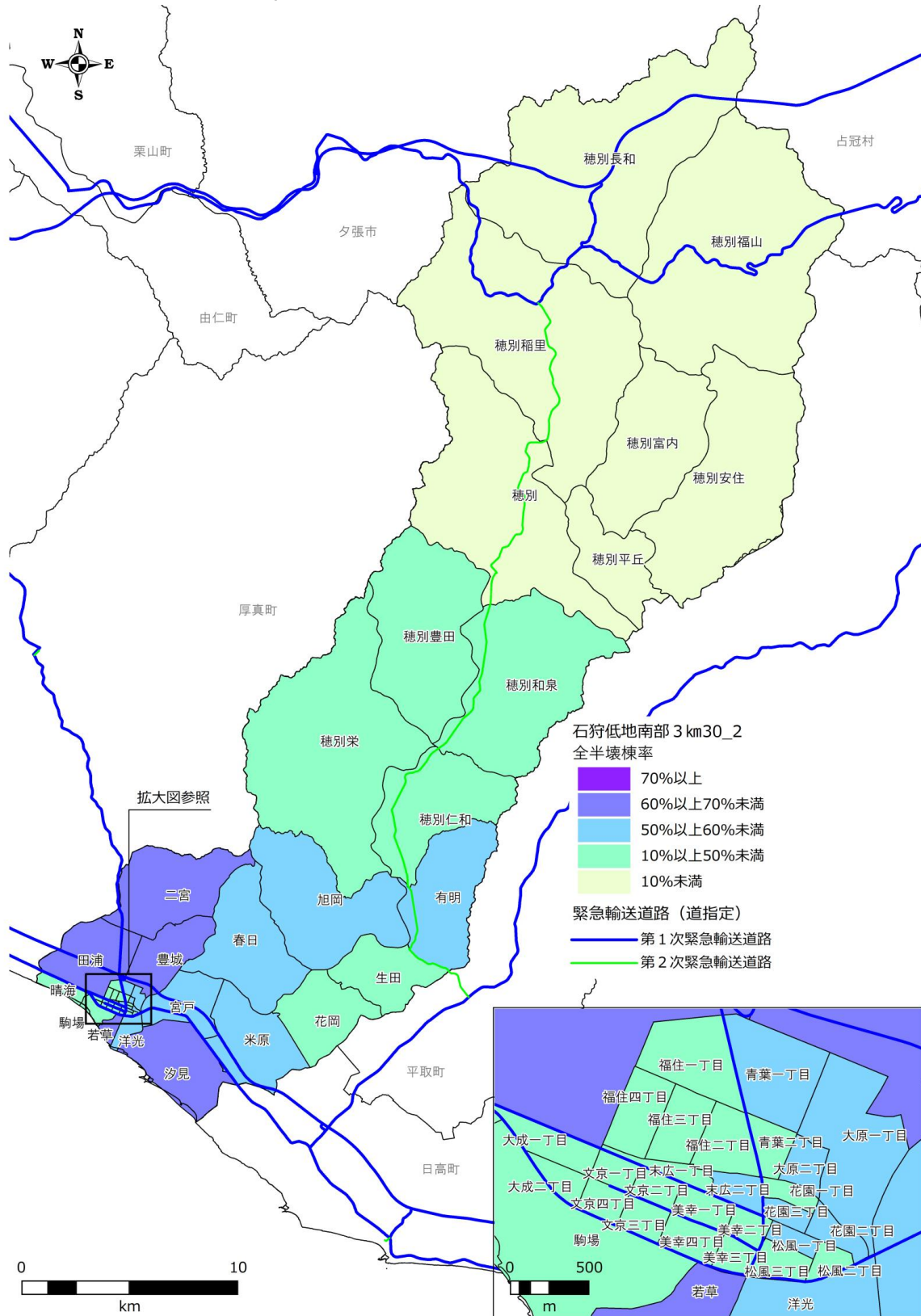
①石狩低地東縁断層帯南部(深さ3 km 30_2)の揺れによる建築物被害想定
(P8表2-2断層モデル33)

図2-5 石狩低地東縁断層帯南部(深さ3 km 30_2)の揺れによる危険度マップ
(建築物被害分布図) 全半壊棟数



資料：北海道(北方建築総合研究所)提供資料に基づく推計

図 2-6 石狩低地東縁断層帯南部（深さ3 km 30_2）の揺れによる危険度マップ
 （建築物被害分布図）全半壊率



資料：北海道（北方建築総合研究所）提供資料に基づく推計

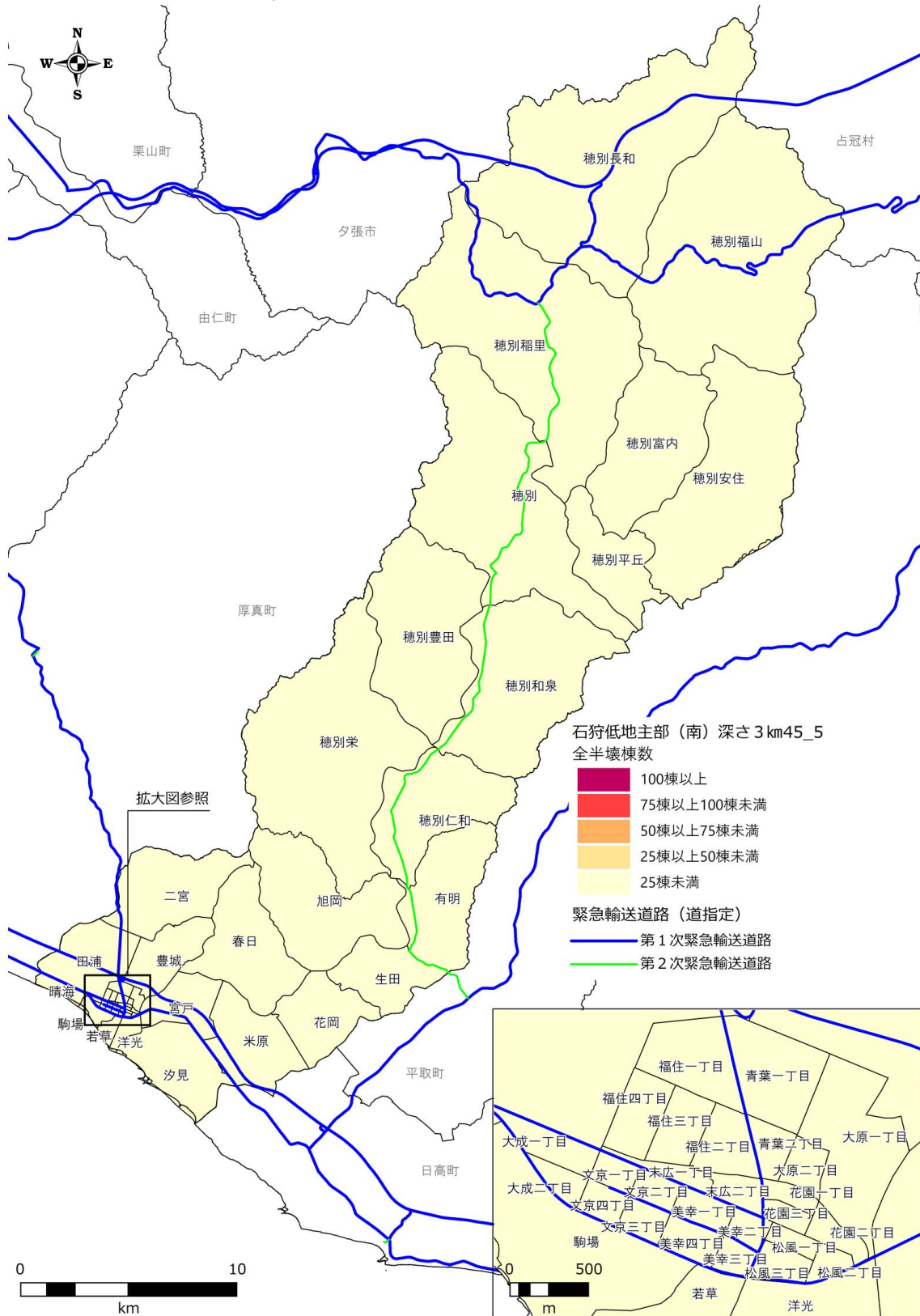
表 2-6 石狩低地東縁断層帯南部（深さ3km 30_2）の揺れによる被害想定

	地区名	面積 (km ²)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)		全半壊率 (%)	
				全壊棟数	半壊棟数		
1	旭岡	27.5	94	52	31	21	55.0%
2	大成1丁目	0.1	48	14	6	8	29.1%
3	駒場	1.1	90	42	24	18	46.8%
4	大成2丁目	0.1	5	1	1	1	29.8%
5	文京1丁目	0.1	35	17	9	8	49.4%
6	文京4丁目	0.1	34	12	6	6	36.3%
7	末広1丁目	0.1	63	25	14	12	39.9%
8	福住4丁目	0.2	26	11	6	5	42.8%
9	文京3丁目	0.1	90	35	19	16	38.6%
10	福住3丁目	0.1	265	65	30	35	24.5%
11	福住2丁目	0.1	155	67	39	29	43.5%
12	文京2丁目	0.1	20	9	5	4	45.7%
13	美幸1丁目	0.1	105	46	27	19	43.5%
14	美幸4丁目	0.1	103	45	26	19	43.6%
15	末広2丁目	0.1	124	67	42	26	54.1%
16	青葉2丁目	0.1	128	49	27	22	38.4%
17	花園1丁目	0.0	19	7	4	3	35.4%
18	美幸2丁目	0.0	64	23	12	11	36.5%
19	花園3丁目	0.0	74	41	25	16	55.7%
20	松風1丁目	0.0	69	40	24	15	57.4%
21	大原1丁目	0.5	35	19	11	8	52.9%
22	大原2丁目	0.1	41	22	13	9	53.3%
23	花園2丁目	0.1	85	47	29	18	55.0%
24	若草	0.8	45	28	16	11	61.2%
25	美幸3丁目	0.1	23	9	5	4	37.5%
26	松風3丁目	0.1	79	25	13	12	31.2%
27	洋光	1.2	88	51	32	19	58.4%
28	松風2丁目	0.0	64	31	19	12	49.2%
29	汐見	13.3	473	300	201	99	63.4%
30	穂別長和	78.2	10	0	0	0	0.0%
31	穂別稲里	75.6	153	0	0	0	0.1%
32	穂別福山	79.9	15	0	0	0	0.0%
33	穂別平丘	14.2	74	1	0	1	1.0%
34	穂別	58.0	1,148	16	2	14	1.4%
35	穂別富内	29.4	113	0	0	0	0.4%
36	穂別和泉	41.3	192	35	11	24	18.0%
37	穂別豊田	36.8	127	29	10	20	23.2%
38	穂別安住	49.3	101	1	0	0	0.5%
39	二宮	17.1	180	119	83	35	65.9%
40	宮戸	7.3	350	209	136	72	59.6%
41	豊城	8.2	238	150	101	49	63.0%
42	青葉1丁目	0.3	13	7	4	3	53.6%
43	福住1丁目	0.3	64	25	13	12	38.8%
44	田浦	10.4	514	319	215	104	62.0%
45	穂別栄	61.3	123	61	35	26	49.8%
46	晴海	1.4	76	31	16	15	41.1%
47	有明	19.4	65	35	20	15	53.3%
48	生田	10.7	181	85	49	36	47.1%
49	花岡	11.6	208	99	56	43	47.5%
50	穂別仁和	22.8	366	177	101	76	48.4%
51	米原	13.4	327	176	105	71	53.8%
52	春日	19.2	181	105	65	40	58.3%
	町全体	712.0	7,363	2,880	1,736	1,144	39.1%

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、町全体の数値が合わない場合があります。

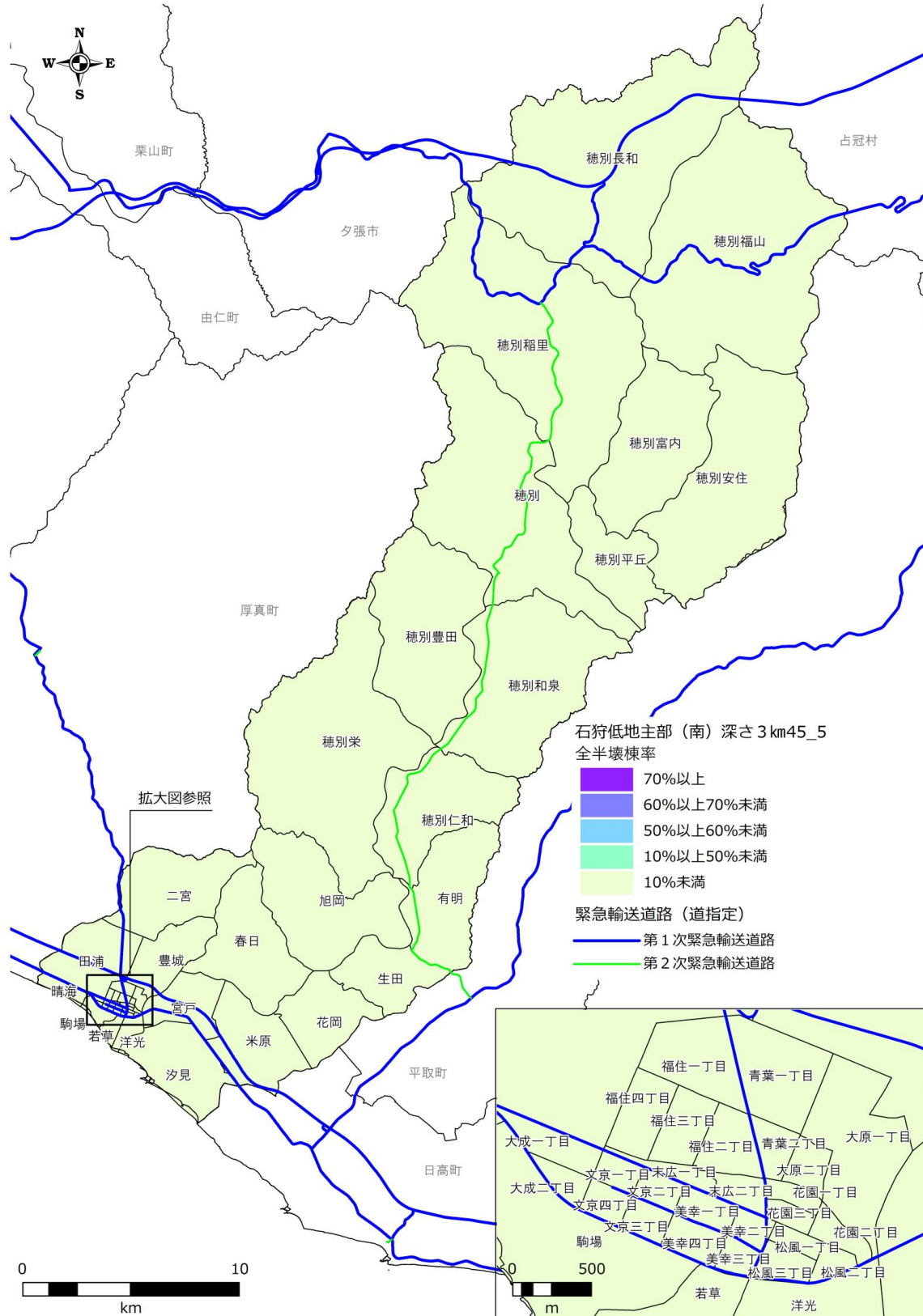
②石狩低地東縁断層帯主部（（南）深さ 3km45_5）の揺れによる被害想定
 (P8 表 2-2 断層モデル 31)

図 2-7 石狩低地東縁断層帯主部（（南）深さ 3km45_5）の揺れによる危険度マップ
 (建築物被害分布図) 全半壊棟数



資料：北海道（北方建築総合研究所）提供資料に基づく推計

図 2-8 石狩低地東縁断層帯主部（（南）深さ 3km45_5）の揺れによる危険度マップ
（建築物被害分布図）全半壊率



資料：北海道（北方建築総合研究所）提供資料に基づく推計

表 2-7 石狩低地東縁断層帯主部（（南）深さ 3km45_5）の揺れによる被害想定

	地区名	面積 (km2)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)		全半壊率 (%)	
				全壊棟数	半壊棟数		
1	旭岡	27.5	94	1	0	1	1.1%
2	大成 1 丁目	0.1	48	0	0	0	0.9%
3	駒場	1.1	90	2	0	2	2.0%
4	大成 2 丁目	0.1	5	0	0	0	0.5%
5	文京 1 丁目	0.1	35	1	0	1	1.7%
6	文京 4 丁目	0.1	34	0	0	0	0.3%
7	末広 1 丁目	0.1	63	1	0	0	0.8%
8	福住 4 丁目	0.2	26	0	0	0	1.3%
9	文京 3 丁目	0.1	90	0	0	0	0.5%
10	福住 3 丁目	0.1	265	0	0	0	0.2%
11	福住 2 丁目	0.1	155	1	0	1	0.8%
12	文京 2 丁目	0.1	20	1	0	0	2.5%
13	美幸 1 丁目	0.1	105	1	0	1	0.9%
14	美幸 4 丁目	0.1	103	1	0	1	0.8%
15	末広 2 丁目	0.1	124	1	0	1	0.7%
16	青葉 2 丁目	0.1	128	1	0	1	0.7%
17	花園 1 丁目	0.0	19	0	0	0	0.7%
18	美幸 2 丁目	0.0	64	0	0	0	0.6%
19	花園 3 丁目	0.0	74	1	0	1	1.0%
20	松風 1 丁目	0.0	69	1	0	1	1.4%
21	大原 1 丁目	0.5	35	1	0	1	1.8%
22	大原 2 丁目	0.1	41	1	0	1	2.2%
23	花園 2 丁目	0.1	85	1	0	1	0.7%
24	若草	0.8	45	2	0	1	3.6%
25	美幸 3 丁目	0.1	23	0	0	0	0.6%
26	松風 3 丁目	0.1	79	0	0	0	0.4%
27	洋光	1.2	88	3	0	2	3.0%
28	松風 2 丁目	0.0	64	0	0	0	0.7%
29	汐見	13.3	473	8	1	7	1.8%
30	穂別長和	78.2	10	0	0	0	0.2%
31	穂別稲里	75.6	153	0	0	0	0.2%
32	穂別福山	79.9	15	0	0	0	0.0%
33	穂別平丘	14.2	74	0	0	0	0.2%
34	穂別	58.0	1,148	4	0	3	0.3%
35	穂別富内	29.4	113	0	0	0	0.1%
36	穂別和泉	41.3	192	4	0	3	2.0%
37	穂別豊田	36.8	127	3	0	2	2.0%
38	穂別安住	49.3	101	0	0	0	0.2%
39	二宮	17.1	180	4	0	3	2.0%
40	宮戸	7.3	350	5	1	5	1.4%
41	豊城	8.2	238	5	1	4	2.1%
42	青葉 1 丁目	0.3	13	0	0	0	0.3%
43	福住 1 丁目	0.3	64	0	0	0	0.6%
44	田浦	10.4	514	13	2	12	2.6%
45	穂別栄	61.3	123	2	0	1	1.3%
46	晴海	1.4	76	1	0	1	2.0%
47	有明	19.4	65	1	0	1	1.8%
48	生田	10.7	181	2	0	1	0.9%
49	花岡	11.6	208	3	0	2	1.2%
50	穂別仁和	22.8	366	4	0	4	1.2%
51	米原	13.4	327	5	1	4	1.5%
52	春日	19.2	181	3	0	2	1.4%
	町全体	712.0	7,363	87	10	77	1.2%

※ 各地区の数値は計算結果を四捨五入した値を示しているため、町全体の数値が合わない場合があります。

第3章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅・建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

令和4年度現在、町内の住宅数は3,839棟あり、そのうち、新耐震基準である昭和57年以降建設が1,570棟（40.9%）、旧耐震基準である昭和56年以前建設が2,269棟（59.1%）となっています。

昭和56年以前建設の2,269棟についても一部は耐震性を有しており、戸建住宅986棟、共同住宅22棟、公共建築物118棟、合計1,126棟が耐震性を有するものと推計されます。

その結果、耐震性を有する住宅は2,696棟（1,570棟+1,126棟）で耐震化率は70.2%と推計されます。

平成19年度に策定された前回計画時点での耐震化率は62.5%であり、7.7ポイント上昇したものの、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%とすることを目標としていたため、さらなる耐震化の促進が必要となっています。

表 3-1 住宅の耐震化の現状

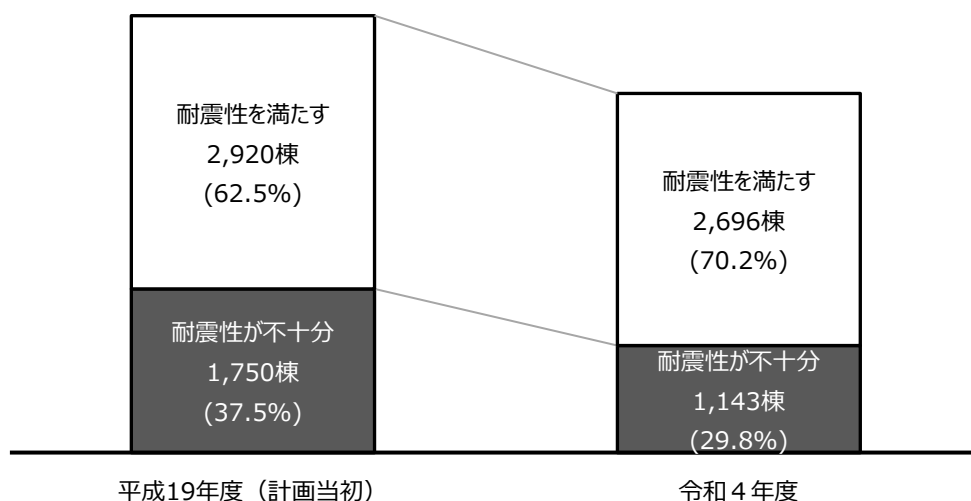
(単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		耐震性を有する建築物 B=C+D	耐震性が不十分な建築物 C			
民間						
戸建	3,451	2,099	986	1,113	2,338	67.7%
共同	120	35	22	13	107	89.2%
小計	3,571	2,134	1,008	1,126	2,445	68.5%
公共	268	135	118	17	251	93.7%
合計	3,839	2,269	1,126	1,143	2,696	70.2%

- ※1 昭和56年以前の建築戸数のうち耐震性能を有する住宅戸数の推計値：
北海道耐震改修促進計画（R3年4月改定）に基づく（戸建約47%、共同住宅約63%）
- ※2 公共：昭和56年以前建築物のうち、木造住宅は耐震性が不十分とした。

資料：むかわ町調べ

図 3-1 住宅の耐震化の状況（前回計画当初との比較）



(2) 特定既存耐震不適格建築物・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

① 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法第14条の第1号から3号までに分類（表3-2）され、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建築物です。

耐震改修促進法第15条第2項では、上記のうち地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める規模以上のものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、該当建築物の所有者に対して必要な指示をすることができるとされています。

耐震改修促進法に規定する特定既存耐震不適格建築物は6棟あり、全て多数利用建築物（1号）（うち1棟は避難路沿道建築物（3号）と重複）となっています。

そのうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等（要緊急安全確認大規模建築物）については、耐震改修促進法附則第3条で、耐震診断及び所管行政庁への報告が義務付けられています。

耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）は、1棟ありますが、耐震性を有しています。

なお、北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）では、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、避難路沿道建築物のうち耐震診断及び所管行政庁への報告が義務付けの対象となる要安全確認計画記載建築物^{*}を指定していません。

表 3-2 特定既存耐震不適格建築物の概要（耐震改修促進法第14条第1号～3号）

該当	区分	内容
1号	多数の者が利用する建築物 （以下、多数利用建築物）	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 （以下、危険物貯蔵等建築物）	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3号	地震時に通行を確保すべき沿道建築物 （以下、避難路沿道建築物）	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

※耐震改修促進法第7条では、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された次の建築物を要安全確認計画記載建築物としています。

○都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物・建物に附属するブロック塀等

※北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）では、要安全確認計画記載建築物の指定無し

※むかわ町が指定する緊急輸送道路等は無し

○都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

※後述 P29 参照

表 3-3 町内の特定既存耐震不適格建築物の棟数

(単位：棟)

建築物の種類	特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条) (昭和 56 年以前建設)			安全の向上が特に必要な建築物 (法第 15 条)			耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第 3 条等)		
	耐震性を有する建築物	耐震性が不十分な建築物		耐震性を有する建築物	耐震性が不十分な建築物		耐震性を有する建築物	耐震性が不十分な建築物	
多数利用建築物 (1号)	6	5	1	6	5	1	1	1	0
うち公共施設	3	3	0	3	3	0	1	1	0
うち民間施設	3	2	1	3	2	1	0	0	0
危険物貯蔵等建築物 (2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公共施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち民間施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
避難路沿道建築物 (3号)	(1)	(1)	0	(1)	(1)	0	-	-	-
うち公共施設	(1)	(1)	0	(1)	(1)	0	-	-	-
うち民間施設	0	0	0	0	0	0	-	-	-
合計	6	5	1	6	5	1	1	1	0

カッコ内：多数利用建築物と重複

資料：むかわ町調べ（令和 4 年 9 月現在）

表 3-4 町が所有する特定既存耐震不適格建築物一覧（★：要緊急安全確認大規模建築物）

用途	番号	名称	建築年	延べ床面積 (㎡)	新耐震基準
学校	1	穂別中学校 ★	1979 (S54)	3,163.0	○※
体育館	2	鶴川町民体育館	1973 (S48)	2,266.0	○※
	3	穂別スポーツセンター	1979 (S54)	2,367.3	○※

※ 耐震診断結果耐震性有又は耐震改修済

表 3-5 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する多数利用建築物となる要件

用途		多数利用建築物 (法第 14 条)	安全性の向上が 特に必要な建築物 (法第 15 条)	耐震診断義務付け 対象建築物 (法附則第 3 条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内 運動場の面積を含 む。)	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 (屋内 運動場の面積を含 む。)	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内 運動場の面積を含 む。)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これ らに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会所、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福 祉ホームその他これらに類するもの			階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗				
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す る建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合いの 用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又 は駐車のための施設			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必 要な建築物				

表 3-6 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する危険物貯蔵等建築物の要件

危険物の種類	危険物の数量	安全性の向上が特に必要な建築物 (法第 15 条)	耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第 3 条)
① 火薬類 (法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 5 万個 500km 2 t 10 t 5 t	階数 1 以上かつ 500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量		
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類	可燃性固体類30 t		
④ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類20m ³		
⑤ マッチ	300マッチトン [※]		
⑥ 可燃性のガス (⑦及び⑧を除く)	2万m ³		
⑦ 圧縮ガス	20万m ³		
⑧ 液化ガス	2,000 t		
⑨ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20 t		
⑩ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200 t		

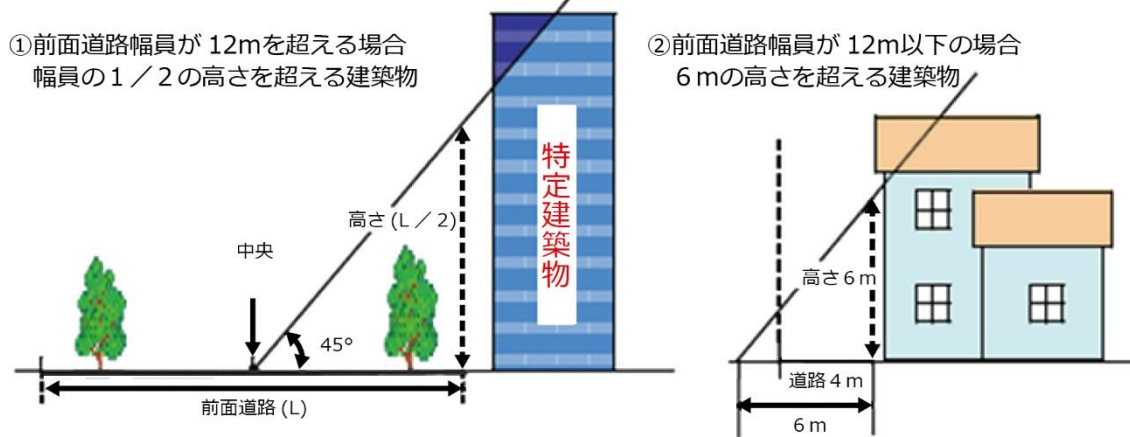
※マッチトン：マッチの計量単位で、1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17 mm) で 7,200 個

耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する避難路沿道建築物の要件

避難路沿道建築物は、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物としています。また、避難路沿道建築物に該当する建築物は、全て安全性の向上が特に必要な建築物（法第15条第2項）に該当します。

- ・ 幅員 12 m 以下の場合 6 m + 前面道路までの水平距離
- ・ 幅員 12 m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 前面道路までの水平距離

特定建築物となる建築物高さの考え方（避難路沿道建築物）



平成30年に、耐震改修促進法施行令の一部が改正され、避難路の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等が、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物に追加されました。

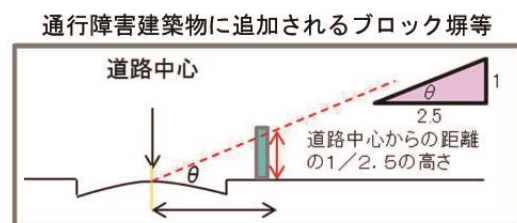
なお、町内には地震時に通行を確保すべき沿道に、耐震不適格に該当する規模のブロック塀等はありません。

既存耐震不適格のブロック塀等

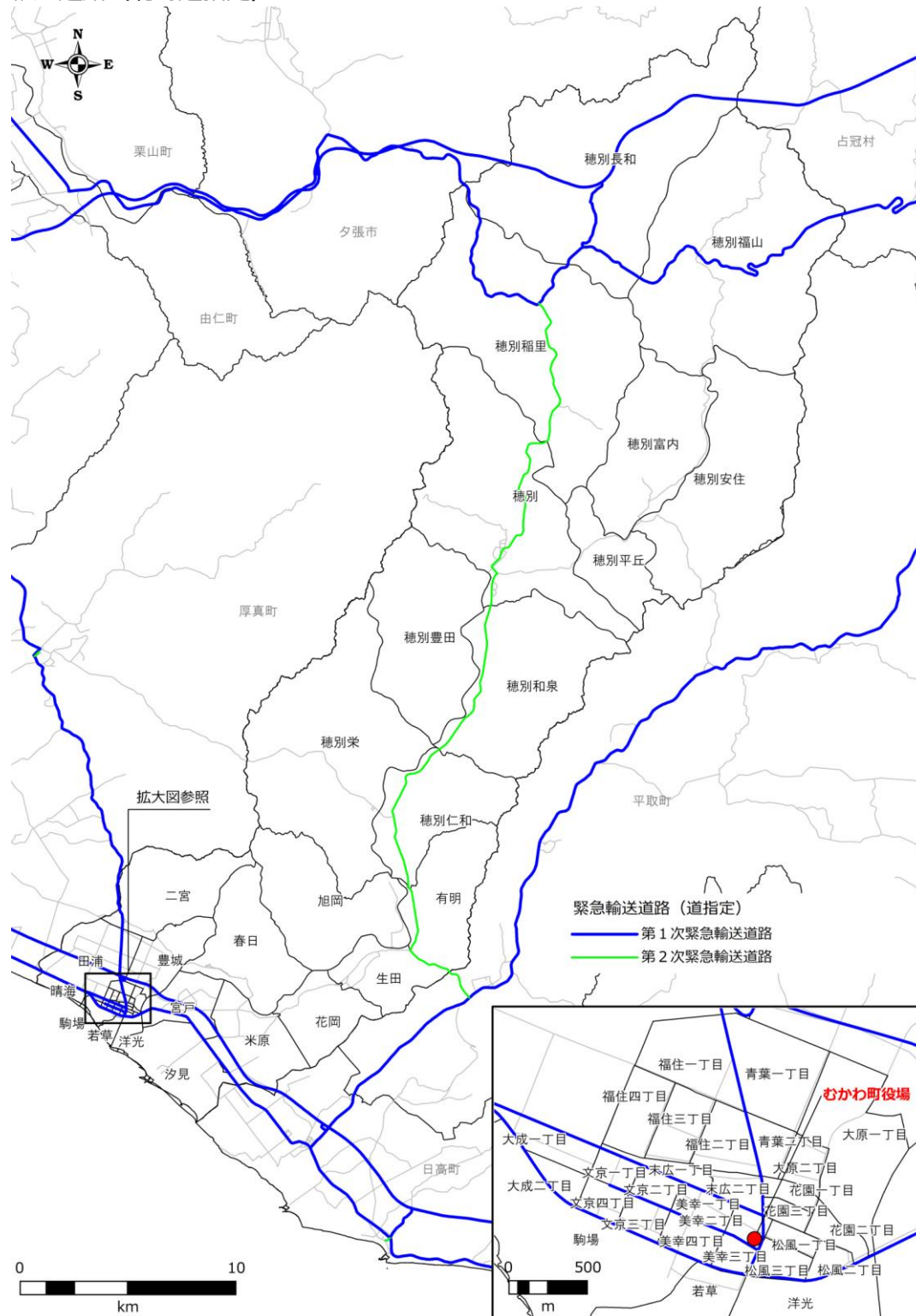
- ・ 前面道路に面する部分の長さが 25m^{※1} を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離^{※2} を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等

※1：地形、道路の構造その他の状況によりこの長さとするのが不相当である場合、8 m 以上 25 m 未満の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

※2：地形、道路の構造その他の状況によりこの距離とするのが不相当である場合、2 m 以上（高さ $2 \div 2.5 = 0.8$ m 以上）の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。



緊急輸送道路（北海道指定）



出典：令和元年度 緊急輸送道路ネットワーク図（むかわ町）

第1次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

②耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）の耐震化の現状

耐震診断義務付け対象となる建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）は、建築物耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物及び耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物であり、旧耐震基準の建築物が対象となります。

そのうち、要緊急安全確認大規模建築物は、穂別中学校の1棟であり、下表に示すとおりです。穂別中学校については、耐震診断結果により耐震性を有しています。

また、穂別中学校については、指定避難所であることから、北海道耐震改修促進計画が指定する要安全確認計画記載建築物にも該当します。

以上から、耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震化率は100.0%となっています。

表 3-7 耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）

分類	用途		施設名	建築年	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	耐震化率
要緊急安全確認 大規模建築物	公共	学校	穂別中学校	S54	2	3,163	○	100.0%
要安全確認計画記載 建築物	要緊急安全確認大規模建 築物のうち指定避難所		穂別中学校	(上記と同様)				

※北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）では、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物として次の建築物を指定しています。

- 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第2条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの
- また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの

(3) 多数利用建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数利用建築物は21棟あり、昭和56年以前の旧耐震基準建築物が6棟、昭和57年以降の新耐震基準建築物が15棟となっています。

また、このうち法第15条に規定する安全性の向上が特に必要な建築物は10棟、法附則第3条に規定する耐震診断義務付け対象建築物は4棟が該当します。

平成19年度に策定した前計画では、平成27年度までに多数利用建築物の耐震化率を90%とすることを目標としていましたが、令和4年度現在の多数利用建築物の耐震化率は95.2%であり、前回計画策定時の耐震化率11.1%から約84ポイント増加し、目標を達成しています。

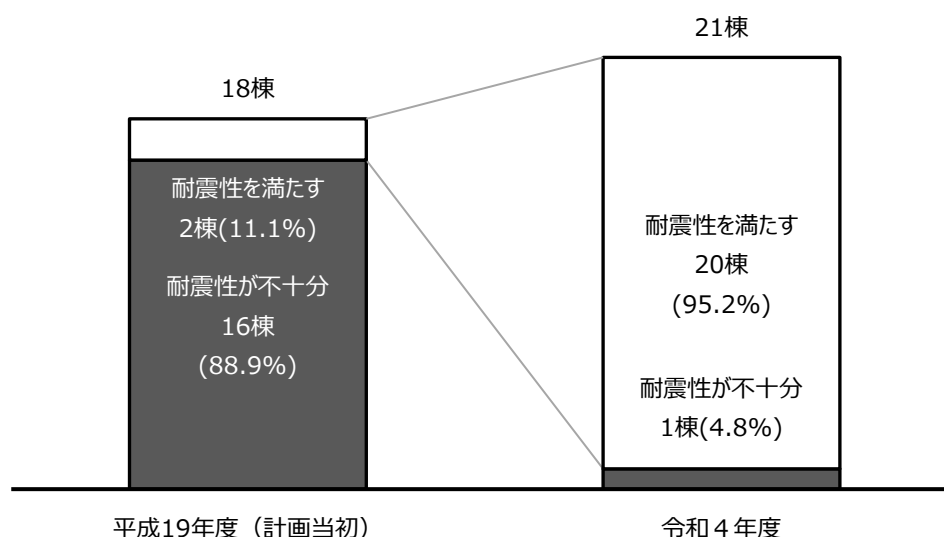
表 3-8 多数利用建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物			昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C	耐震性が不十分な建築物 D			
多数利用建築物 (法第14条)	21	6	5	1	15	20	95.2%
公共施設	14	3	3	0	11	14	100.0%
民間施設	7	3	2	1	4	6	85.7%
安全性の向上が特に必要な建築物 (法第15条)	10	6	5	1	4	9	90.0%
公共施設	7	3	3	0	4	7	100.0%
民間施設	3	3	2	1	0	2	66.7%
耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第3条)	4	1	1	0	3	4	100.0%
公共施設	4	1	1	0	3	4	100.0%
民間施設	0	0	0	0	0	0	-

資料：むかわ町調べ（令和4年9月現在）

図 3-2 多数利用建築物の耐震化の状況（前回計画策定当初との比較）



①民間建築物

民間多数利用建築物は7棟あり、耐震化率は85.7%と推計されます。

旧耐震基準の建築物は3棟あり、そのうち2棟は、耐震診断結果により耐震性を有している、または改修工事を実施しています。耐震性が不十分な1棟については、法第15条に規定する安全性の向上が特に必要な建築物にも該当します。

表 3-9 多数利用建築物の耐震化状況（法第14条）

（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舍、下宿	2	0	0	0	2	100.0%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	4	2	1	1	2	75.0%
幼稚園、幼保連携認定こども園、保育所	1	1	1	0	0	100.0%
合計	7	3	2	1	4	85.7%

資料：むかわ町調べ（令和4年9月現在）

表 3-10 安全性の向上が特に必要な建築物の耐震化状況（法第15条）

（単位：棟）

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2	2	1	1	0	50.0%
幼稚園、幼保連携認定こども園、保育所	1	1	1	0	0	100.0%
合計	3	3	2	1	0	66.7%

②町有建築物

令和4年9月末現在の町有多数利用建築物は14棟あり、うち旧耐震基準の建築物は3棟ありますが、耐震診断結果により耐震性を有している、または改修工事を実施しており、耐震化率は100%となっています。

表 3-11 多数利用建築物の耐震化状況（法第14条） (単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
学校	5	1	1	0	5	100.0%
体育館	2	2	2	0	2	100.0%
集会場、公会堂	1	0	0	0	1	100.0%
ホテル、旅館	1	0	0	0	1	100.0%
賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舍、下宿	3	0	0	0	3	100.0%
事務所	2	0	0	0	2	100.0%
合計	14	3	3	0	14	100.0%

資料：むかわ町調べ（令和4年9月現在）

表 3-12 安全性の向上が特に必要な建築物の耐震化状況（法第15条） (単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
学校	5	1	1	0	5	100.0%
体育館	2	2	2	0	2	100.0%
合計	7	3	3	0	7	100.0%

表 3-13 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化状況（法附則第3条） (単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
学校	4	1	1	0	4	100.0%

表 3-14 町が所有する多数利用建築物一覧表（★：要緊急安全確認大規模建築物）

用途	番号	名称	建築年	延べ床面積 (㎡)	新耐震基準
学校	1	鶴川中央小学校	2016 (H28)	5,794.0	○
	2	鶴川中学校	2008 (H20)	4,858.0	○
	3	宮戸小学校	1988 (S63)	2,308.0	○
	4	穂別小学校	1990 (H2)	3,999.0	○
	5	穂別中学校★	1979 (S54)	3,163.0	○*
体育館	6	鶴川町民体育館	1973 (S48)	2,266.0	○*
	7	穂別スポーツセンター	1979 (S54)	2,367.3	○*
集会場、公会堂	8	産業会館	1984 (S59)	1,984.0	○
ホテル、旅館	9	ホテル四季の風	2004 (H16)	1,102.0	○
賃貸住宅（共同住宅に限る。）	10	文京ハイツ	2020 (R2)	1,030.7	○
寄宿舍、下宿	11	フラワーハイツ	2013 (H25)	1,049.0	○
	12	未広団地 C 棟	2020 (R2)	1,599.4	○
事務所	13	本庁舎	2002 (H14)	1,807.8	○
	14	消防署鶴川支署	2022 (R4)	1,380.0	○

※ 耐震診断結果耐震性有又は耐震改修済

（４）危険物貯蔵等建築物

耐震改修促進法第14条第2号に該当する危険物貯蔵等建築物はありません。

(5) 避難路沿道建築物

耐震改修促進法第14条第3号では、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のうち、その敷地が地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）に接する建築物の所有者に対して、耐震診断と必要な耐震改修の努力義務を課しており、耐震改修促進法第15条第2項では、上記のうち地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、該当建築物の所有者に対して必要な指示をすることができるとされています。

北海道が指定する緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある高さを有する避難路沿道建築物は、町内に3棟あり、3棟全てが耐震性を有し、多数利用建築物と重複しています。

表 3-15 避難路沿道建築物の現状

(単位：棟)

道路区分	総数 A=B+E	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物	耐震化率 F=C+E
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
第1次緊急輸送道路	3(3)	1(1)	1(1)	0	3(3)	100.0%
第2次緊急輸送道路	0	0	0	0	0	-

カッコ内：うち多数利用建築物重複数

資料：むかわ町調べ（令和4年9月現在）

(参考) 避難路沿道建築物一覧

①むかわ町役場 ②産業会館

道路幅：歩道を含めて約16m
(第1次緊急輸送道路)



③鶴川町民体育館

道路幅：歩道を含めて約9m
(第1次緊急輸送道路)



位置図



(6) 避難施設

町内には、32の施設が指定避難所に指定されています。そのうち、多数利用施設との重複施設が6施設、道が所有する施設が2施設であり、これらを除いた避難施設は24施設あります。

平成19年度に策定した前計画では、平成27年度までに避難施設の耐震化率を90%とすることを目標としていましたが、令和4年度現在の避難施設24施設の耐震化率は58.3%であり、前回計画策定時の耐震化率42.1%から約16ポイント増加したものの、さらなる耐震化が必要となっています。

表 3-16 避難施設（多数利用施設・道所有施設除く）の耐震化の状況 (単位：棟)

総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物			昭和 57 年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
	B=C+D	耐震性を有する建築物 C	耐震性が不十分な建築物 D			
24	13	3	10	11	14	58.3%

図 3-3 避難施設の耐震化の状況（前回計画策定当初との比較）

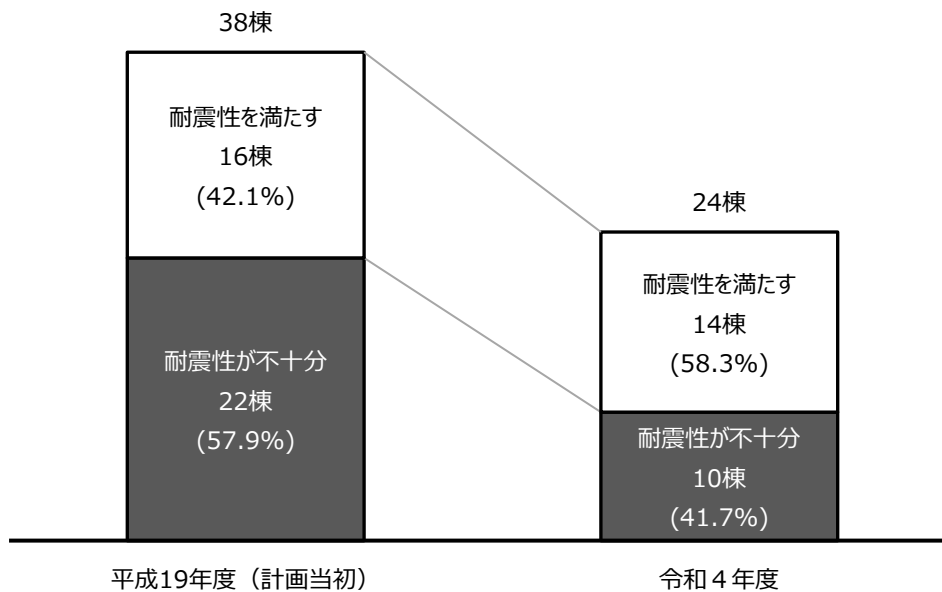


表 3-17 避難施設一覧表

(鷗川地区)

番号	名称	建築年	新耐震基準
1	鷗川中央小学校	1994 (H6)	○
2	宮戸小学校★	1988 (S63)	○
3	川西第1集落センター	1982 (S57)	○
4	生涯学習センター(報徳館)	1984 (S59)	○
5	春日生活館	2005 (H17)	○
6	たんぼぼ保育所	2004 (H16)	○
7	川東第2集落センター	1981 (S56)	×
8	鷗川中学校★	2008 (H20)	○
9	鷗川高等学校(道立)	1989 (H1)	○
10	町民体育館★	1973 (S48)	○※
11	四季の館	1997 (H9)	○
12	川西第2集落センター	1983 (S58)	○
13	旭岡生活館	1972 (S47)	×
14	有明集会所	1975 (S50)	×
15	鷗川高等学校生徒寮	2020 (R2)	○

(穂別地区)

番号	名称	建築年	新耐震基準
1	穂別スポーツセンター★	1979 (S54)	○※
2	穂別町民センター	1974 (S49)	○※
3	さくら認定こども園	1977 (S52)	○※
4	穂別高等学校(道立)	2005 (H17)	○
5	穂別中学校★	1979 (S54)	○※
6	穂別小学校★	1990 (H2)	○
7	旧仁和小学校	1964 (S39)	×
8	仁和会館	2001 (H13)	○
9	仁和下生活館	1973 (S48)	×
10	栄生活館	1970 (S45)	×
11	和泉上生活館	1977 (S52)	×
12	穂別中央生活館	2000 (H12)	○
13	豊田生活館	1965 (S40)	×
14	旧富内小学校	1958 (S33)	○※
15	富内銀河会館	2016 (H28)	○
16	安住生活館	1967 (S42)	×
17	稲里生活館	1969 (S44)	×

★：多数利用建築物と重複(道有施設除く)

※：耐震診断結果耐震性有又は耐震改修済

2 耐震化の目標

国の基本方針（令和3年12月）においては、令和7年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物についておおむね解消するとともに、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅についてもおおむね解消することを目標としています。

北海道耐震改修計画（令和3年4月）においては、道内の耐震化率の現況などを踏まえ、令和7年度までに、住宅については、耐震化率を少なくとも95%（令和12年度までにおおむね解消）にすることを目標としています。また、多数利用建築物、耐震診断義務付け対象建築物については、おおむね解消することを目標としています。

本町においても、国や道の計画との整合性を図り、目標年度を令和7年度と計画期間である令和12年度に設けるとともに、住宅、多数利用建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の目標は下表のとおり定め、耐震化の促進に取り組みます。

表 3-18 耐震化率目標の設定

	区分	前計画 策定当初 (年)	現状 (年)	R7年度 目標	R12年度 目標
国	住宅	約 79% (H20)	約 87% (H30)	—	概ね解消
	多数利用建築物	約 80% (H20)	約 89% (H30)	—	/
	耐震診断義務付け対象建築物※	—	約 74% (R2)	概ね解消	
道	住宅	76.2% (H18)	90.6% (R2)	95%	概ね解消
	多数利用建築物	78.0% (H18)	93.7% (R2)	概ね解消	/
	耐震診断義務付け対象建築物※	—	80.7% (R2)	概ね解消	
むかわ町	住宅	62.5% (H19)	70.2% (R4)	95%	概ね解消
	多数利用建築物	11.1% (H19)	95.2% (R4)	概ね解消	概ね解消
	耐震診断義務付け対象建築物※	—	100.0% (R4)	100%	100%

※耐震診断義務付け対象建築物の現状及び目標は旧耐震基準建築物のみ対象であり、新耐震基準建築物は含まれない。

(1) 住宅の耐震化の目標

町内の住宅は、令和7年度までに新築や建て替え等による自然更新により、約74%の耐震化率に達する見込みです。

なお、令和7年度までに住宅の耐震化率を95%にするためには、自然更新として行われる新築や建て替え等に加え、住宅780棟分の耐震改修が必要となります。

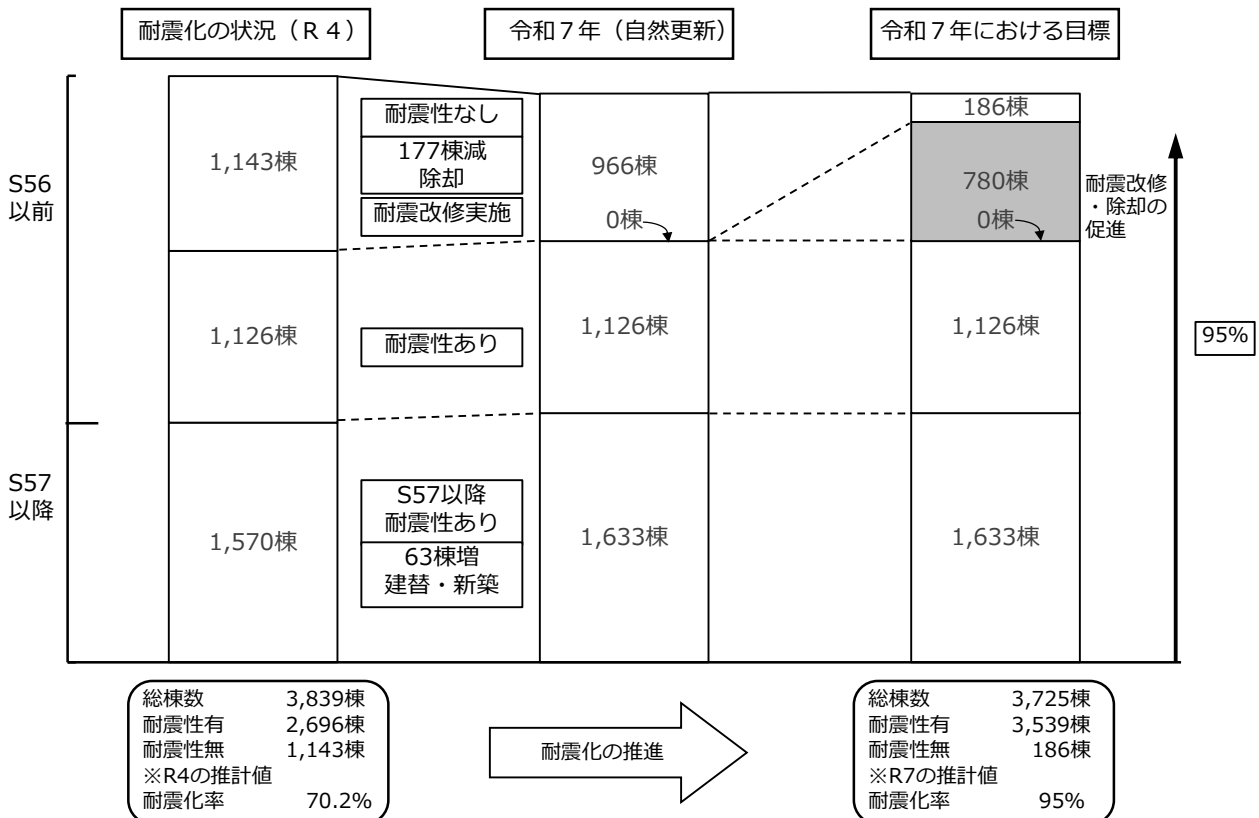
また、令和12年度までに耐震性不十分な住宅をおおむね解消するためには、令和7年度から更に186棟分の耐震改修が必要となります。

表 3-19 住宅の耐震化目標方針

(単位：棟)

	R4年度	自然増減 (R4⇒R7)	R7年度 [自然更新]	R7年度 耐震化 必要棟数	R7年度 [目標]	R12年度 耐震化 必要棟数
S56以前建設	2,269	-177 ^{※1}	2,092		2,096	
耐震性有り	1,126		1,126		1,126	
耐震改修実施				780	780	186
耐震性不十分	1,143	-177 ^{※1}	966		186	
S57以降建設	1,570	63 ^{※2}	1,633		1,633	
合計	3,839	-114	3,725		3,725	
耐震性満たす	2,696		2,759		3,539	
耐震化率	70.2%		74%		95%	概ね解消

図 3-4 住宅の耐震化目標方針



※1 除却数の算定

- ・H19年度時点のS56以前建設住宅数 2,982 棟
- ・R4年度時点のS56以前建設住宅数 2,271 棟
- ・以上から15箇年（H19～R4）の減少（除却）数 711 棟、除却棟数平均 59 棟/年
- ・R4年度からR7年度の3箇年で $59 \times 3年 = 177$ 棟、全て耐震性不十分住宅が除却されたと設定

※2 建設数の算定

- ・H21～R1の11箇年合計新設住宅着工数を基に以下に分類
 - ・戸建て：持ち家・分譲住宅の合計 172 戸、平均 16 戸/年
 - ・共同住宅：貸家・給与住宅の合計 203 戸、平均 18 戸/年
- ・共同住宅については、戸数から棟数へ変換（1棟4戸と設定） $18.5 \div 4 = 5$ 棟/戸
- ・以上から平均新設住宅数は 21 棟/年（戸建て 16/年 + 共同住宅 5 棟/年）
- ・R4年度からR7年度の3箇年で $21 \times 3年 = 63$ 棟

（参考）新設住宅着工数

	持ち家	分譲住宅	貸家	給与住宅
H21	12	0	8	5
H22	13	1	6	18
H23	11	0	6	0
H24	17	0	0	0
H25	19	0	18	0
H26	10	0	28	0
H27	9	0	8	0
H28	14	0	0	1
H29	15	0	4	0
H30	20	0	8	1
R1	31	0	20	72
合計	171	1	106	97

資料：建築統計年報

（参考）戸数から棟数への変換

	H21～R1 合計	H21～R1 平均/年	戸数から棟数へ変換※
戸建て（持ち家・分譲住宅）	172 戸	16 戸	16 棟
共同住宅（貸家・給与住宅）	203 戸	18 戸	5 棟
計	375 戸	34 戸	21 棟

※共同住宅については、1棟4戸と設定し算出

(2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化

耐震診断義務付け対象となる建築物は、穂別中学校であり、耐震診断結果により耐震性を有しています。

以上から、耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震化率は現時点で100.0%であるため、今後も引き続き適切な維持管理を行います。

(3) 多数利用建築物の耐震化の目標

多数利用建築物の耐震化率の耐震化率は95.2%であり、民間施設の1棟について耐震改修による耐震化が必要となっています。

対象施設については、施設所有者と連携を図りながら耐震化の促進に取り組み、令和7年度までに概ねの解消を目指します。

(4) 避難施設の耐震化の目標

避難施設（多数利用施設・道所有施設除く）の耐震化率は58.3%であり、町有施設の10棟について耐震診断または耐震改修による耐震化が必要となっています。

これら10棟については、強靱化計画や地域防災計画、公共施設等総合管理計画等関連計画と整合を図りながら、計画的に耐震化を推進することとし、早期の解消に努めます。

表 3-20 耐震性が不十分な避難施設一覧表
(鶴川地区)

名称	建築年
川東第2集落センター	1981 (S56)
旭岡生活館	1972 (S47)
有明集会所	1975 (S50)

(穂別地区)

名称	建築年
旧仁和小学校	1964 (S39)
仁和下生活館	1973 (S48)
栄生活館	1970 (S45)
和泉上生活館	1977 (S52)
豊田生活館	1965 (S40)
安住生活館	1967 (S42)
稲里生活館	1969 (S44)

第4章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

現況と課題、耐震化の目標を受け、むかわ町における耐震化に向けた施策は、以下に示すとおりである。

表 4-1 耐震化に向けた施策（まとめ）

1 耐震診断・改修促進に向けた環境整備	(1) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援 (2) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の充実 (3) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実 (4) 技術者向け講習会の周知
2 町民への啓発・知識の普及	(1) 地震揺れやすさマップの作成・活用 (2) 住宅・建築物の地震防災対策普及に向けた情報提供の充実
3 地震時の総合的な安全対策の推進	(1) 老朽空き家等の解体や老朽住宅建替えの促進 (2) ブロック塀等の安全確保促進 (3) その他住宅・建築物の地震に備えた安全対策の推進
4 所管行政庁との連携	(1) 耐震改修促進法に基づく指導等 (2) 建築基準法による勧告または命令 (3) 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」への参加

1 耐震診断・改修促進に向けた環境整備

(1) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援

住宅・建築物の耐震化は、一義的には所有者の責務として実施すべきことですが、耐震診断・改修等の費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりえます。

そこで本町では、平成24年度から令和2年度まで木造住宅の耐震診断及び耐震改修費に対する助成を行ってきましたが、これまでの助成実績はありません。

今後は、北海道や国の補助制度を活用した耐震性能を有しない住宅に係る耐震診断及び耐震改修助成の拡充や、耐震設計の助成について検討します。

また、民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化促進に向けて、該当建築物に対する耐震診断や耐震改修等の助成についても検討します。

主な施策	<ul style="list-style-type: none">・住宅耐震診断費用・耐震改修費用の助成・住宅耐震設計費用の助成検討・耐震改修に関する減税のための住宅耐震改修証明書の発行・民間特定既存耐震不適格建築物の耐震改修等助成検討
------	--

(参考) むかわ町戸建て住宅リフォーム奨励金（耐震診断・耐震改修）の概要

- ・現に町内で居住する、S56.5.31 以前着工の在来工法、又は枠組壁体工法の2階建以下の木造住宅
 - ・耐震診断により、耐震改修の必要性が認定された物件の耐震改修工事を対象に助成（工事費（消費税及び地方消費税を除く）10万円以上）
 - ・助成率：1/3（耐震診断費用も含む）
 - ・助成上限額：町内業者 50万円・町外業者 25万円
- ※過去に受けた診断経費についても助成対象経費に算入
※診断結果で工事不要と判断された場合、5万円を上限に満額助成

(参考) 耐震改修税制の概要【住宅】

■所得税（令和5年12月31日まで）

旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を含む増改築等工事を行った場合

- ・耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額（上限：250万円まで）の10%を控除

■固定資産税（令和6年3月31日まで）

旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる税込50万円を超える耐震改修工事を行った場合

- ・翌年度分の固定資産税（120㎡相当部分まで）が2分の1に減額

(2) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の充実

悪質リフォーム、耐震偽装など住宅を取り巻く社会的な問題が生じており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断・改修等を行える環境整備が重要です。

町では、相談窓口を経済建設課に設置しており、耐震診断・改修のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応していますが、今後も耐震診断や耐震化等について、きめ細やかな対応に努めた相談体制の充実を図ります。

主な施策	・耐震診断・改修等に係わる相談窓口の整備
------	----------------------

(3) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実

住宅取得者など消費者が多様な選択肢から自己ニーズを的確に実現できるように、町のインターネットを活用し、耐震診断や耐震改修に関する情報を提供します。

また、北海道では、木造及び鉄筋コンクリート造の既存建築物に係る耐震診断及び耐震改修を行う専門技術者講習の受講者登録名簿を公表しています。建物の所有者が安心して相談できる環境の整備を図るため、この名簿を活用し専門技術者の紹介などを行います。

主な施策	・耐震診断や耐震改修に関する情報提供 (町ホームページ・リンク集) ・技術者登録名簿を活用した専門技術者の紹介
------	---

(4) 技術者向け講習会の周知

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等が行った詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要です。町内の建築士及び施工業者が耐震化に関する技術的な相談に応じられるよう、各種講習会への受講を奨励するとともに、耐震診断及び耐震改修の専門技術者登録への啓発に努めます。

主な施策	・技術者向け講習会の周知
------	--------------

2 町民への啓発・知識の普及

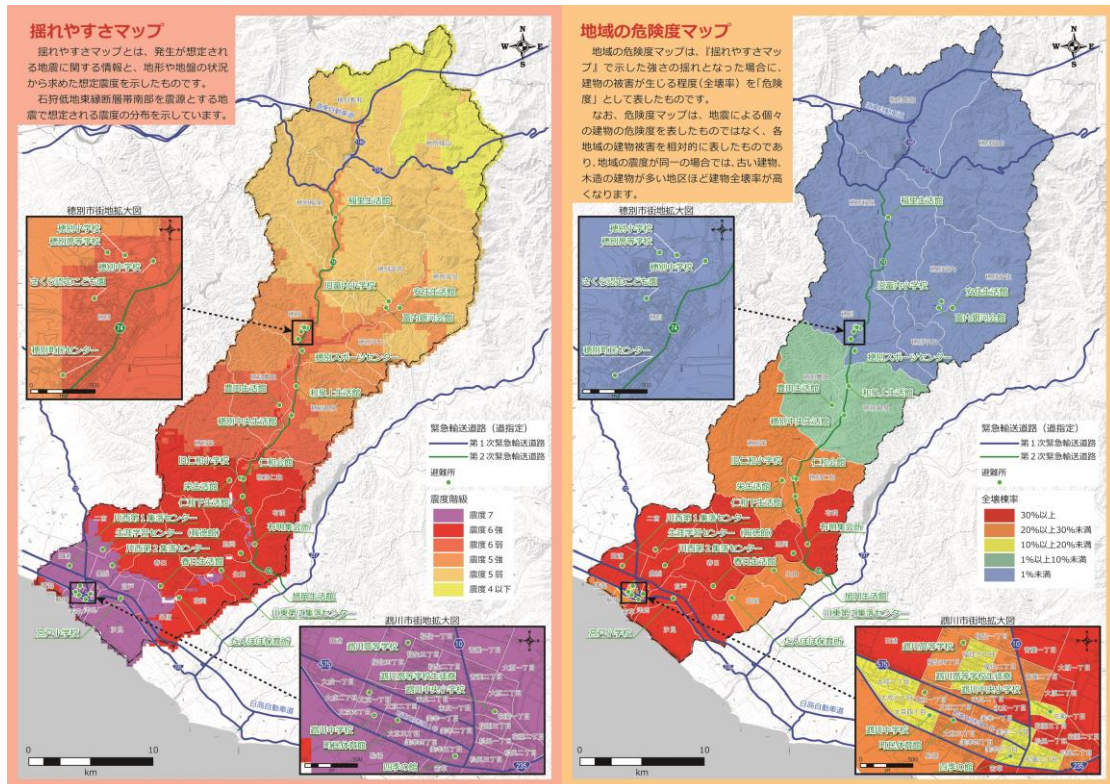
(1) 地震揺れやすさマップの作成・活用

地域において発生のおそれのある地震やそれによる被害の可能性等を住民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、住民にとって理解しやすく、身近に感じられる地震揺れやすさマップの提示が有効です。

町では想定地震による震度・被害予測、避難施設等の防災情報を地図上に表した地震揺れやすさマップや耐震化に係る支援制度の内容が記載されたパンフレットを作成し、広報誌及びホームページで公表します。

主な施策	・地震揺れやすさマップの作成・公表
------	-------------------

図 4-1 地震揺れやすさマップ



(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及に向けた情報提供の充実

住宅や建築物、ブロック塀等の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知する必要があります。

このため、広報誌やホームページなどを活用し、耐震診断や耐震改修に関する情報提供を積極的に行います。

また、旧耐震基準で建築された戸建住宅は40年以上が経過しており、リフォームが多くなってきていることから、リフォーム工事に合わせた耐震改修の誘導を図ります。

主な施策	・地震防災対策に関する情報を提供 (広報誌・町ホームページ・リンク集)
------	--

3 地震時の総合的な安全対策の推進

(1) 老朽住宅・空き家等の解体促進

昭和56年以前に建てられ老朽化が進む住宅・空き家等については、解体費の一部を支援することにより解体を促進し、地震時の周辺環境への安全対策を図ります。

主な施策	・老朽住宅・空き家等の解体促進
------	-----------------

(参考) むかわ町戸建て住宅リフォーム奨励金（住戸解体工事）の概要

- ・現に町内で自己が所有する住宅、町内で老朽化が著しく周囲の景観を損なう住宅
- ・解体工事費の総額（消費税及び地方消費税を除く）が50万円以上
- ・助成率：1/3（耐震診断費用も含む）
- ・助成上限額：15万円

(2) ブロック塀等の安全確保促進

広報誌や町ホームページ等で、ブロック塀等の点検チェックポイントなど、ブロック塀等の安全確保に関する情報発信を行い、避難路や通学路沿道など道路沿道のブロック塀等の耐震性能の確保を促進します。

また、避難路沿道に存するブロック塀の耐震化促進に向けて、ブロック塀に対する耐震改修等の助成についても検討します。

主な施策	・広報誌や町ホームページ等を活用したブロック塀等の安全対策周知 ・ブロック塀に対する耐震改修等の助成検討
------	---

(3) その他住宅・建築物の地震に備えた安全対策の推進

住宅・建築物の耐震化とあわせて、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

また、地震に伴う崖崩れ等による建築物被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用を検討し、該当する区域等に存在する住宅の移転を図ります。

主な施策	・建築確認申請時における天井崩落対策の確認（特定行政庁：北海道） ・広報誌や町ホームページ等を活用した総合的な建築物の安全対策周知 ・がけ地近接等危険住宅移転事業活用の検討
------	--

(参考) がけ地近接等危険住宅移転事業の概要

対象地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域【建築基準法第 39 条第 1 項】 ・ 地方公共団体が条例で建築を制限している区域【建築基準法第 40 条】 ・ 都道府県が指定した土砂災害特別警戒区域【土砂災害防止法第 9 条】 ・ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域【土砂災害防止法第 4 条】 <p style="text-align: right;">等</p>	
補助事業の内容	<p>除却費等</p> <p>危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等</p>	<p>建設助成費</p> <p>危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年 8.5%を限度）</p>
補助限度額	975 千円／戸	<p>[通常] 4,210 千円／戸</p> <p>(建物 3,250 千円、土地 960 千円)</p>

4 所管行政庁との連携

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法の改正では第16条において、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されています。

このため、所管行政庁（本町の場合は北海道）は周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行うことができるとされています。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等について、所有者が必要な耐震診断や耐震改修を行われていない場合に、所管行政庁は国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、指導・助言・指示等を行うことができるとされています。

本町においても北海道と連携し、必要に応じた対応を行います。

主な施策	・耐震改修促進法に基づく所有者に対する指導等 (所管行政庁と町との連携)
------	---

(2) 建築基準法による勧告または命令

所管行政庁（本町の場合は北海道）が、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務づけられている大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁は建築基準法第10条の規定に基づく勧告や命令を行うことができるとされています。

本町においても北海道と連携し、必要に応じた対応を行います。

*建築基準法による勧告または命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができる。

主な施策	・建築基準法に基づく所有者に対する指導等 (所管行政庁と町との連携)
------	---------------------------------------

(3) 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」への参加

北海道、市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しています。

本町においても、当該会議へ参加し、北海道、市町村、関係団体が一体となった住宅・建築物の耐震化を進めていきます。

主な施策	・全道住宅建築物耐震改修促進会議への参加
------	----------------------

第5章 計画の推進に向けて

1 行政・地域住民組織等が連携した町民意識の啓発

北海道胆振東部地震では、甚大な被害を受けました。この経験を活かして、耐震性が不十分な住宅・建築物の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず、住宅・建築物の所有者などが「自らの問題」とであるという認識を持ち、建築物の耐震化に対する関心を持ち、取り組みを始めることが必要です。

加えて、地震による被災は、個々の住宅・建築物の耐震化が行われているだけでなく、「地域の問題」として町内会等が認識し、耐震化の普及啓発を行うことが必要です。

町では、町内会など地域住民組織との連携を図りながら、住宅・建築物の耐震化に向けた町民意識の啓発を進め、安全に安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

2 関係団体等との連携

建築士会、建設協会などの関係団体と連携を図り、建築物の耐震化に関する技術や知識の普及を図ります。

3 計画の進行管理

本計画は、適宜検証を行い、耐震化の進捗状況を確認します。

また、本計画を推進するに当たり、その他必要な事項は別途定めます。